

## 目次

セクション 2.57.源泉徴収.....	3
セクション 2.57.1.最終的な源泉徴収税の対象となる所得の支払い。.....	3
セクション 2.57.2.控除可能な源泉徴収税およびそれに規定された税率の対象となる所得の支払い。.....	10
セクション 2.57.3.控除および源泉徴収が必要な人。.....	14
セクション 2.57.4.源泉徴収の時期。.....	14
セクション 2.57.5.源泉徴収の免除。.....	14
セクション 2.58.源泉徴収された税金の申告と支払い。.....	15
セクション 2.58.1.受取人の収入。.....	16
セクション 2.58.2.登記簿への登録。.....	16
セクション 2.58.3.税額控除または還付の請求。.....	16
セクション 2.58.4.返品と明細書の検証。.....	17
セクション 2.58.5.控除の要件。.....	17
セクション 2.58.6.所得の受取人が支払う税金。.....	18
セクション 2.78.報酬に対する源泉徴収税。.....	18
セクション 2.78.1.報酬所得に対する所得税の源泉徴収。.....	18
セクション 2.78.2.給与計算期間。.....	24
セクション 2.78.3.使用人。.....	24
セクション 2.78.4.雇い主。.....	25
セクション 2.79.補償所得の源泉徴収所得。.....	26
セクション 2.79.1.補償収入を得る個人のための登録申請(BIR フォーム番号 1902)。.....	36
セクション 2.79.2.登録申請書(フォーム番号 1902 または免除証明書)を提出しなかった場合。....	38
セクション 2.79.3.平均報酬に基づく源泉徴収。.....	38

セクション 2.79.4.夫と妻。 .....	38
セクション 2.79.5.非居住外国人。 .....	39
セクション 2.79.6.年末調整。 .....	39
セクション 2.80.納税義務。 .....	39
セクション 2.81.報酬に源泉徴収された所得税の申告書と支払い(フォーム番号 1601)。 .....	41
セクション 2.82.政府が雇用主である場合の返品と支払い。 .....	42
セクション 2.83.ステートメントとリターン。 .....	42
セクション 2.83.1.従業員の源泉徴収明細書(BIR フォーム No.2316)。 .....	42
セクション 2.83.2.報酬に源泉徴収された所得税の年次申告書(フォーム番号 1604、旧フォーム番号 1743IR)。 .....	42
セクション 2.83.3.所得受取人リストの要件。 .....	43
セクション 2.83.4.純粋に報酬所得を受給している従業員による所得税申告書の提出。 .....	43
セクション 2.83.5.源泉徴収義務者としての登録。 .....	44
セクション 2.83.6.建設的な補償金の受領の適用性。 .....	44
セクション 2.83.7.従業員への明細書提出期間の延長 .....	44
セクション 4.114.控除可能な付加価値税の源泉徴収 .....	45
セクション 5.116.税率の源泉徴収 — .....	46
条項を廃止する。 — .....	49
エフェクティビティ。 — .....	49

## 源泉徴収税 RR- 2-98

1998 年 4 月 17 日

歳入規則第 02-98 号

件名:拡大源泉徴収税および最終源泉徴収税の対象となる所得の源泉徴収、補償に対する所得税の源泉徴収、控除可能な付加価値税およびその他の税率の源泉徴収に関する共和国法第 8424 号「改正された国内歳入法を改正する法律」の実施 TO:すべての内国歳入官吏およびその他の関係者

共和国法第 8424 条第 57 条から第 59 条、第 78 条から第 83 条、第 114 条(C)および第 116 条から第 127 条に関連して改正された国家内国歳入法第 244 条に従い、これらの規則は、1998 年 1 月 1 日以降に支払われた所得の源泉徴収を規定し、報酬に関する改訂源泉徴収税表を規定するものとする。

## セクション 2.57.源泉徴収

### (a) 最終的な源泉徴収税。

最終源泉徴収税制では、源泉徴収義務者が源泉徴収した所得税の額は、当該所得に対して受取人から支払われるべき所得税の全額かつ最終的な支払いとして構成されます。税金の支払い責任は、主に源泉徴収義務者としての支払者にかかっています。したがって、彼が源泉徴収を怠った場合、または源泉徴収が不十分であった場合、不足税は支払人/源泉徴収代理人から徴収されるものとします。受取人は、特定の所得について所得税の申告書を提出する必要はありません。源泉徴収税の確定性は、特定の所得に対する受取人の所得税納税義務のみに限定されます。これは、当該所得がさらにパーセンテージ税の対象となる場合など、当該所得に対する受取人の他の納税義務には適用されません。たとえば、銀行が最終的な源泉徴収税の対象となる所得を受け取った場合、同じものにはパーセンテージ税が課せられます。

### (b) 控除可能な源泉徴収税。

控除可能な源泉徴収税制度の下では、特定の所得の支払いに対して源泉徴収される税金は、当該所得に対する受取人の支払うべき税額と同等または少なくとも近似することを目的としています。所得受取人は、改正された NIRC の第 51 条および第 52 条に規定されているように、所得を報告し、源泉徴収された税金と所得に支払うべき税金の差額を支払うために、所得税申告書を提出する必要があります。拡大された源泉徴収税(本規則第 2.57.2 条に規定)および補償所得(本規則第 2.78 条に規定)の対象となる所得支払に対して源泉徴収される税金は、本質的に控除の対象となります。

### セクション 2.57.1.最終的な源泉徴収税の対象となる所得の支払い。

以下の形態の所得は、本書に規定された税率で最終的な源泉徴収税の対象となります。

#### (A)市民または居住外国人個人への所得の支払い。

- (一) ペソ銀行預金からの利息、預金代替物、信託基金および同様の取り決めからの利回りまたはその他の金銭的利益。ロイヤリティ(書籍、その他の文学作品、音楽作品を除く)、賞品(コード第 24 条(A)に基づいて課税される 1 万ペソ(P10,000.00)以下の賞金を除く)、およびフィリ

ピン国内のソースから得られたその他の賞金(フィリピンチャリティー懸賞の賞金と宝くじの賞金を除く)20%(20%)。

- (二) 書籍、その他の文学作品、音楽作品の印税 10%(10%)。
- (三) 外貨預金制度により、居住者の個人納税者が預託銀行から受け取る利息収入 7.5%。
- (四) 貯蓄、普通信託基金、個人信託基金、預金代替、投資管理口座、および Bangko Sentral ng Pilipinas が規定する形式の証明書によって証明されるその他の投資の形での長期預金または投資からの利息収入で、5年目までに保有者によって事前に終了されたもので、証券が保有されていた期間の長さに基づいて、その収益から控除および源泉徴収される本書に規定されたレートで納税者 - 保有期間率 4年以上5年未満 5%3年以上4年未満 12%3年未満 20%
- (五) 国内法人、株式会社、保険会社、投資信託会社から、またはパートナーシップ(一般的なプロフェッショナルパートナーシップを除く)の分配可能な税引き可能な純利益における個々のパートナーのシェア、または協会の税引き後純利益における個人のシェアに基づいて、実際にまたは建設的に受け取った現金および/または財産の配当、6% - 1998年1月1日開始 - 1999年1月1日開始 1999年1月1日開始 10% - 2000年1月1日以降 現金および不動産配当に対する税金は、12月31日以降に行われた法人の利益から申告された配当にのみ課されるものとします。 1997.
- (六) フィリピンに所在する不動産の売却、交換、その他の処分によって実現したと推定されるキャピタルゲインで、資本資産に分類されるもので、同法第6条(E)に従って決定された総販売価格または公正市場価格に基づく条件付き販売(すなわち、不動産価格を規定するコミッションの権限)に基づく条件付き販売を含む、いずれか高い方 6% (6%)個人が政府またはその政治的下位区分または機関、または政府所有または管理する企業に対して行った不動産の処分の場合、課される税金は、個々の市民および居住者の通常の所得税についてはコードのセクション 24(A)に基づいて、または6%の不動産の売却によるキャピタルゲインに対する最終的な税金についてはコードのセクション 24(D)(1)に基づいて決定されるものとします (6%)、納税者の選択により。LLphil (英語)

#### (b) フィリピンで貿易またはビジネスに従事する非居住外国人への所得の支払い。

フィリピン国内の源泉から得られる以下の形態の所得は、フィリピン国内で貿易または事業に従事する非居住者の外国人の手に、その総額に基づいて、それに規定された税率で最終的な源泉徴収税が課せられるものとします。

- (一) 特定の受動的所得について - 20%の税金は、フィリピン内のすべてのソースから受け取った特定の受動的所得に課せられます。
  - (一) 国内法人、株式会社、保険会社、投資信託会社、または多国籍企業の地域運営本部からの現金および/または不動産の配当。
  - (二) 彼がパートナーであるパートナーシップ(一般的な専門的パートナーシップを除く)の分配可能な税引き後純利益のシェア、または彼がメンバーまたは共同ベンチャーである協会、共同口座、またはジョイントベンチャーの税引き後純利益のシェア。

- (三) 通貨、銀行の預金および利回りからの利息、または預金代替物、信託基金および同様の取り決めからのその他の金銭的利益。
  - (四) ロイヤリティ(書籍、その他の文学作品、音楽作品のロイヤリティは 10%の最終源泉徴収税の対象となります)。
  - (五) 賞品(10,000 ペソ(P10,000.00)以下の賞金は、個人の通常の所得税率のコード第 25 条(A)(1)に基づく課税対象)およびその他の賞金(フィリピンのチャリティー懸賞の賞金と宝くじの賞金を除く)。
- (二) 貯蓄、普通信託基金、個人信託基金、預金代替、投資管理口座、その他の投資の形での長期預金または投資から得られる利息収入で、Bangko Sentral ng Pilipinas が規定する形式の証明書によって証明され、5 年目より前に保有者によって事前に終了したもので、証券が保有されていた期間に基づいてその収益から控除および源泉徴収される本書に規定されたレートで納税者による 保有期間率
- |             |    |             |     |       |     |
|-------------|----|-------------|-----|-------|-----|
| 4 年以上 5 年未満 | 5% | 3 年以上 4 年未満 | 12% | 3 年未満 | 20% |
|-------------|----|-------------|-----|-------|-----|
- (三) フィリピンに所在する不動産の売却、交換、その他の処分により実現したと推定されるキャピタルゲインで、資本資産に分類されるもので、パクト・ド・レトロセール、およびコード第 6 条(E)に従って決定された総販売価格または公正市場価格に基づくその他の形態の条件付き販売(すなわち、ゾーン値を規定するコミッショナーの権限)を含む。 いずれか高い方 6% (6%)個人が政府またはその政治的下位区分または機関、または政府所有または管理する企業に対して行った不動産の処分の場合、課される税金は、個々の市民および居住者の通常の所得税率についてはコードのセクション 24(A)に基づいて、または不動産の売却によるキャピタルゲインに対する最終的な税金についてはコードのセクション 24(D)(1)に基づいて決定されるものとします。納税者の選択により、6%(6%)。

**(c) フィリピン国内で貿易または事業に従事していない非居住外国人個人がフィリピン国内のすべての源泉から得た収入。**

フィリピン国内のすべての源泉から得られる以下の形態の所得は、フィリピン国内で貿易または事業に従事していない非居住外国人の手元に、以下の金額とそれに規定された税率に基づいて最終的な源泉徴収税が課せられるものとします。

- (四) 利子、現金および/または不動産配当、家賃、給与、賃金、保険料、年金、報酬、報酬、またはその他の固定または決定可能な年次または定期的または偶発的な利益、利益、所得およびキャピタルゲインとして、フィリピンで貿易または事業に従事していない非居住者の外国人個人がフィリピン国内のすべてのソースから得た所得の総額について 25%。PR の
- (五) フィリピンに所在する不動産の売却、交換、その他の処分によって実現したと推定されるキャピタルゲインで、資本資産に分類されるもので、同法第 6 条(E)に従って決定された総販売価格または公正市場価格に基づく条件付き販売(すなわち、不動産価格を規定するコミッショナーの権限)に基づく条件付き販売を含む、 いずれか高い方 6% (6%)個人が政府またはその政治的下位区分または機関、または政府所有または管理する企業に対して行った不動産の



処分の場合、課される税金は、個々の市民および居住者の所得税の税率についてはコードのセクション 24(a)に基づいて、または 6 の不動産の売却によるキャピタルゲインに対する最終的な税金についてはコードのセクション 24(D)(1)に基づいて決定されるものとしますパーセント(6%)、納税者の選択による。

#### **(d) 多国籍企業の地域または地域本部および地域事業本部に雇用されている外国人個人によって得られる収入。**

15%に相当する最終的な源泉徴収税は、多国籍企業がフィリピンに設立した地域または地域本部、地域運営本部、駐在員事務所で管理職および技術職を占めるすべての外国人個人が給与、賃金、年金、報酬、その他の報酬として受け取った総所得から源泉徴収されるものとします。 フリンジベネフィット税の対象となる所得を除き、当該地域または地域本部および地域事業本部からの謝礼および手当など。これらの多国籍企業に雇用されている外国人と同じものを雇用し、占有しているフィリピン人にも同様の税制上の取り扱いが適用されます。「多国籍企業」という用語は、アジア太平洋地域およびその他の外国市場において、その関連会社、子会社、または支店と国際貿易に従事する外国企業または団体を意味します。

#### **(e) オフショア銀行ユニットに雇用されている外国人個人によって得られる収入。**

フィリピンに設立されたオフショア銀行部門で管理職または技術職に就いている外国人個人の総所得から、給与、賃金、年金、報酬、およびそのようなオフショア銀行部門から受け取った謝礼や手当などのその他の報酬として、15%に相当する最終的な源泉徴収税が源泉徴収されるものとします。同じ税制上の扱いは、これらのオフショア銀行ユニットに雇用されている外国人と同じ地位に就いているフィリピン人にも適用されるものとします。

#### **(f) 外国の石油サービスの請負業者および下請け業者に雇用されている外国人の収入。**

15%に相当する最終的な源泉徴収税は、外国の永住者であるが、フィリピンで外国サービス請負業者またはフィリピンで石油事業に従事する外国サービス下請け業者によってフィリピンで雇用および割り当てられている外国人個人の総所得から源泉徴収されるものとします。彼の総収入には、そのような請負業者または下請け業者から受け取った給与、賃金、年金、報酬、および謝礼や手当などのその他の報酬が含まれます。外国の石油サービス請負業者または下請け業者に雇用されている外国人と同じ地位に就いているフィリピン人にも、同じ税制上の取り扱いが適用されます。

#### **(g) 内国法人に対する所得の支払**

次に掲げる所得項目は、内国法人の手により、その総額及びそれに規定する税率により、源泉徴収税を納付する。

- (一) 通貨、銀行の預金と利回り、または預金代替物、信託基金、およびフィリピン国内の源泉に由来する同様の取り決めからのその他の金銭的利益からの利息 - 20%(20%)。
- (二) フィリピン国内の収入源からのロイヤリティ 20%(20%)。

- (三) 外貨預金ユニット(FCDU)としても知られる拡大外貨預金制度に基づく預託銀行から得られる利息収入 7.5%。
- (四) 拡大外貨預金制度に基づく預託銀行が、拡大外貨預金制度に基づく預託銀行が、拡大外貨預金制度に基づく外貨預金制度の下で外貨預金制度に基づく外貨預金制度に基づく外貨預金銀行およびその他の預託銀行との取引を認可する外国銀行の支店を含む地場商業銀行との外国取引から得られる所得(当該拡大外貨預金制度に基づく当該預託銀行による外貨貸付による利息収入を含む)居住者への通貨預金システム 10%(10%)。
- (五) フィリピンに所在する不動産の売却、交換、その他の処分により実現したと推定されるキャピタルゲイン(同法第 6 条(E)に従って決定された総販売価格または公正市場価格に基づくパクト・デ・レトロ・セールおよびその他の形態の条件付き販売を含む) いずれか高い方 6% (6%)

#### (h) 居住外国法人に対する所得の納付

次に掲げる所得は、その総額に基づき、外国法人の手元に定められた税率により、源泉徴収税を課される。

- (一) オフショア・バンキング・ユニット Bangko Sentral ng Pilipinas(BSP)によって認可されたオフショア・バンキング・ユニットが、オフショア・バンキング・ユニットやその他の OBU との取引を BSP によって認可された外国銀行の支店との外貨取引から得られる所得(居住者に付与された外貨ローンから得られる利息収入を含む)について、10%(10%)。
- (二) 支店利益送金に対する税金 外国法人のフィリピン支店が海外の本店に送金した利益のうち、フィリピン経済特区庁(PEZA)およびスービック湾首都圏庁(SBMA)やクラーク開発庁(CDA)などの経済特区内のその他の企業に登録されている企業を除き、その税額控除なしで適用または送金に充当された総利益に基づいて、15%(15%)。外国法人が各課税年度にフィリピン国内のすべての源泉から受け取った利息、配当金、賃料、使用料(技術サービスの報酬を含む)、給与、賃金、保険料、年金、報酬、またはその他の固定または決定可能な年次定期的または偶発的な利益、利益、所得、キャピタルゲインは、フィリピンでの貿易または事業の遂行に効果的に関連しない限り、支店の利益とは見なされないものとします。
- (三) 通貨、銀行の預金と利回り、または預金代替物、信託基金、およびフィリピン国内の資金源から得られる同様の取り決めとロイヤルティからのその他の金銭的利益の利息 - 20%(20%)。
- (四) 拡大外貨預金制度に基づく預託銀行からの受取利息 7.5%(7.5%)
- (五) 外貨預金制度の拡大に基づく預託銀行が、外貨預金制度の延長の下で外貨預金制度の下で外貨預金制度の委託銀行と取引することを許可された外国銀行の支店を含む地方商業銀行との外貨取引から得られる所得(当該拡大外貨預金制度の下で預託銀行が付与した外貨貸付からの利息収入を含む)居住者への外貨預金システム 10%(10%)。

#### (i) 非居住者の外国法人がフィリピン国内のすべての源泉から得た所得。

次に掲げる者は、所得の総額に基づき、これに規定する税率で源泉徴収税を課される。

- (一) 一般的に - 利息、配当、家賃、ロイヤリティ、給与、保険料(再保険料を除く)、年金、報酬、またはその他の固定または決定可能な年次、定期的または偶発的な利益、利益、所得およびキャピタルゲインなど、フィリピン国内のすべての源泉から得られる総所得(セクション 28(B)(5)(c)に基づくキャピタルゲイン税の対象となる内国法人の株式の売却、交換、処分から実現したキャピタルゲインを除く)について、次のレートで:34% - 1999 年 1 月 1 日以降 199833%、2000 年 1 月 1 日以降 32%
- (二) 非居住者の映画映画の所有者、賃貸人、または配給会社によって得られたフィリピン国内のすべての収入源からの総収入 - 25%(25%)。
- (三) 海事産業庁が承認したフィリピン国民または法人へのリースまたはチャーターから船舶の非居住者所有者または貸主が得た総レンタル料、リース料、チャーター料については、4.5%。
- (四) 航空機、機械、その他の機器の非居住者の賃貸人が得た総レンタル料、チャーター料、その他の料金については、7.5%(7.5%)。
- (五) 1986 年 8 月 1 日以降に契約した外国ローンの利息 - 20%(20%)。
- (六) 内国法人から受領した配当金 内国法人から受領した現金および/または不動産の配当金の 15%は、非居住者外国法人が居住する国が、(a)1997 年にフィリピンで支払われたとみなされる税金に相当する税金を控除することを条件として、(a)当該非居住者外国法人から支払うべき税金に対して、20%に相当する額控除を認めること。1998 年は 19%、1999 年は 18%、その後は 17%で、これは 1997 年の 35%、1998 年の 34%、1999 年の 33%、その後の法人の 32%、配当に対する 15%の税の差額である。または、(b)内国法人から受け取った配当金に所得税を課さない。

#### (j) 従業員に付与される福利厚生(一般従業員を除く)。

- 1998 年 1 月 1 日から 34%の最終税が課される。1999 年 1 月 1 日から 33%、2000 年 1 月 1 日以降に 32%、雇用主が従業員に付与または提供するFRINGE BENEFITの総額に対して(コードで定義されているランクアンドファイルを除く)。ただし、雇用主の貿易、事業、職業の性質上、または必要なFRINGE BENEFIT、またはそのようなFRINGE BENEFITが雇用主の便宜と利益のためである場合、FRINGE BENEFIT税の対象とならないものとします。pr FRINGE BENEFITという用語は、雇用主が個々の従業員(一般従業員を除く)に現金または現物で提供または付与する商品、サービス、またはその他の利益を意味します。

- (一) ハウジング;
- (二) 経費勘定;
- (三) あらゆる種類の車両。
- (四) メイド、運転手などの家事要員。
- (五) 市場金利と実際の金利との差額の範囲で市場金利を下回る貸付利息。
- (六) 社会運動クラブまたはその他の同様の組織の従業員のために雇用主が負担する会費、会費、およびその他の費用。



- (七) 海外旅行の費用
- (八) 休日および休暇の費用。
- (九) 従業員またはその扶養家族への教育支援。そして
- (十) 生命保険、健康保険、その他の損害保険料またはこれらに類する金額で、法律で認められている金額を超えているもの。第 25 条(B)、(C)、(D)および(E)に基づいて課税される以下の従業員に付与されるフリンジベネフィットも、次のフリンジベネフィット税の対象となります。

第 25 条(C) 多国籍企業の地域または地域本社および地域事業本部に雇用されている外国人個人(前述の外国人従業員と同じ地位に雇用され、同じ地位を占めているフィリピン人従業員を含む)。

第 25 条(D) フィリピンに設立された外国銀行のオフショア銀行部門に雇用されている外国人個人で、前述の外国人従業員と同じ地位に就いているフィリピン人従業員を含む。

第 25 条(E) フィリピンで石油事業に従事する外国サービス請負業者および下請け業者に雇用されている外国人個人(前述の外国人従業員と同じ地位に雇用され、同じ地位を占めているフィリピン人従業員を含む)。

フリンジベネフィットに対する源泉徴収の計算とスキームは、コミッショナーが適切かつ一貫した実施のためのガイドラインと明確化として発行する歳入命令によって管理されるものとなります。

#### (k) 国内歳入法違反の発見、密輸品の発見及び押収に尽力した者に対する情報提供者の報奨金

以下の報酬には、10%の源泉徴収税が課せられます。

- (一) 内国歳入庁の職員または従業員、その他の公務員または従業員、またはその親族である 6 親等以内の親族を除き、BIR がまだ所有していない明確で宣誓した情報を自発的に提供し、内国歳入法に基づく詐欺またはその規定のいずれかの違反の発見につながる人に与えられるもの。これにより、収益、課徴金、手数料の回収、および/または有罪者の有罪判決、および/または罰金または罰則の賦課につながります。
- (二) 犯罪者が犯した法律違反を妥協することを申し出、彼の申し出がコミッショナーによって受け入れられ、犯罪者から収集された情報提供者に与えられたもの。報奨金の額は、回収された収益、課徴金、手数料、および/または課せられた罰金または罰金の 10%、または 1 件あたり 100 万ペソ(P1,000,000.00)のいずれか低い方に相当するものとなります。報奨金は、財務長官の勧告に基づき、財務長官が発行する規則に基づいて支払われるものとする。但し、当該者は、収入、課徴金又は手数料が実際に回収又は徴収されない場合には、報奨金を受ける権利を有しないものとし、また、長官若しくはその代理人若しくは代理人又は審査官又は財務

長官若しくはその代理人若しくは代理人が既に係属中又は以前に調査若しくは検討した事件には適用しないものとする。

(三) そのような密輸品の発見と押収に尽力した人に与えられるもの。

報奨金の額は、密輸および没収された物品の市場価格の10%または1ケースあたり100万ペソ(P1,000,000.00)のいずれか低い方に相当するものとします。

## セクション 2.57.2.控除可能な源泉徴収税およびそれに規定された税率の対象となる所得の支払い。

本書に別段の定めがある場合を除き、フィリピンに居住する者への所得支払いの以下の項目から、受取人のクラスごとに指定された税率で控除可能な所得税が源泉徴収されるものとします。

### (A) 個人が提供するサービスに対する専門家報酬、タレント報酬など

以下の個人のサービスに対する総専門的報酬、プロモーション料、タレント料、またはその他の形態の報酬について10%(10%)。

- (一) 職業や召しの実践に個人的に従事している人:弁護士。公認会計士医学博士;建築家;土木、電気、化学、機械、構造、工業、鉱業、衛生、冶金、測地工学のエンジニア。海洋測量士;獣医学博士;歯医者;プロの鑑定士;タバコの目利き。アクチュアリー;そしてインテリアデコレーター。
- (二) 俳優や女優、歌手、司会者などのプロのエンターテイナー。
- (三) バスケットボール選手、ペロタリ、ジョッキーなどのプロスポーツ選手。
- (四) 映画、舞台、ラジオ、テレビ、ミュージカルの制作に携わるすべての監督。
- (五) 保険代理店および保険査定人
- (六) 経営および技術コンサルタント
- (七) 簿記代行業者および代理店
- (八) タレント料のその他の受領者
- (九) 当該報酬を支払う会社の従業員ではない取締役の報酬で、その職務が取締役会への出席および参加に限定されているもの。本項に基づく源泉徴収の対象となる金額には、手数料だけでなく、日当、手当、その他の形態の所得の支払いも含まれるものとします。なお、プロ芸能人、スポーツ選手、タレント料の受取人等については、その氏名、肖像を印刷物、放送その他の媒体に使用したり、公の場に姿を現したり、広告や販売促進のために使用したりするための対価として支払われた金額も源泉徴収の対象となります。

### (B) 課税法人の役務に対する専門職報酬、タレント報酬等

課税法人の役務について、前項に列挙された専門職料、昇進料、タレント料、またはその他の形態の報酬については、5%。

### (C)(レンタル)

支払人または債務者が取っていない、またはタイトルを取っていない、または彼が持分を持っていないビジネスで使用される不動産の継続的な使用または所有のための総賃貸料で - 5%(5%)。

### (D) 映画映画のレンタル料およびその他の支払い

居住者および企業の映画映画の所有者、賃貸人、または配給会社への総支払いについては、5%(5%)。

### (E)特定の請負業者への収入の支払い

個人または法人を問わず、次の請負業者への総支払いについて、1%(1%)。

- (一) ゼネコン 次の部門または主題を含む、専門的なエンジニアリングの知識とスキルを必要とする固定工事に関連する主要な請負事業を行う者:(a)埋め立て工事。(b) 鉄道(c) 幹線道路、街路及び道路(d) トンネル(e) 空港及び航空路(f) 廃棄物削減プラント(g) 橋梁、跨線橋、地下道その他これらに類する工事(h) 石油その他の液体又は気体状の物質を輸送するためのパイプラインその他のシステム(i) 土地の整地(j) 発掘(k) 溝掘り(l) 舗装(m)表面仕上げ作業。
- (二) ゼネラルビル請負業者 - その主な請負事業は、人、動物、動産、またはあらゆる種類の動産のサポート、シェルター、および囲い込みのために建設された構造に関連しており、その建設において2つ以上の無関係な建築業または工芸品の使用を必要とする、またはその全部または一部を実行または監督する人。このような構造には、下水道および下水処理場およびシステム、公園、遊び場、その他のレクリエーション施設、製油所、化学プラントおよび専門的な工学的知識と技術を必要とする同様の産業プラント、発電所、発電所およびその他のユーティリティプラントおよび設備、鉱山および冶金プラント、上記の固定工事に関連するセメントおよびコンクリート工事が含まれます。
- (三) 専門請負業者 特別なスキルを必要とする建設工事の実施に関連し、その主な請負事業が特殊な建築業または工芸品の使用を含む請負業者。
- (四) その他の請負業者(a)充填、解体、サルベージ作業の請負業者および鉱山掘削装置のオペレーター。(b) 造船所の運営者(c) 給水設備、ガス又は電灯、熱又は電力の設置に従事する者(d) 荷役、倉庫又は運送事業の運営者(e) 陸路、航空路、水路を問わず、あらゆる種類の物品および商品を運送する一般運送業者を含む輸送請負業者で、支払人による同一受取人への総支払額が、その月の出荷回数にかかわらず、月額少なくとも2,000ペソ(2,000ペソ)に達するもの。(f) 印刷業者、製本業者、石版画家及び出版業者(定期刊行物、雑誌、評論又は会報の出版又は印刷に主として従事する者を除き、定期購読及び販売の固定価格を有するものを除く。(g) メッセンジャー、清掃、私立探偵および/またはセキュリティ機関、信用および/または回収機関、およびその他のビジネス機関。(h) 広告代理店(メディアへの総支払額を除く。(i) テレビ、ラジオ、舞台公演またはショーの独立したプロデューサー。(j) 「ジングル」の独立系制作者(k) 人材紹介会社(l) エレベーター、中央空調装置、コンピュータ機械その他の機器及び

機械設備の設置並びにその保守業務に従事する者(m) コンピュータサービスの販売に従事する者(n) 造園業務に従事する者(o) ごみの収集及び処分に従事する者(p) テレビおよびラジオの放送時間を販売するテレビ局およびラジオ局の事業者。(q)テレビやラジオのコマーシャルスポットの販売に関するテレビやラジオのブロックタイマー。

#### **(F)受益者への所得分配。**

法典第 60 条に基づき決定された遺産および信託の受益者に分配される所得について(最終源泉徴収税および非課税所得の対象となる所得を除く)、15%(15%)。

#### **(G)特定のブローカーおよびエージェントへの収入の支払い。**

税関、保険、不動産、商業ブローカーの総手数料、およびプロの芸能人のエージェントの手数料について 5%(5%)。

#### **(H)一般的な専門パートナーシップのパートナーへの収入の支払い。**

図面、前払い、共有、手当、奨学金など、一般的な専門家パートナーシップがパートナーに定期的または課税年度末に行う所得の支払い 10%(10%)。

#### **(I)開業医に支払われる専門家の報酬。**

- 病院や診療所が開業医のために徴収し、医療従事者に支払った金額、または患者が病院や診療所を通じて開業医に支払った金額 - 10%(10%)。

#### **(J)の販売、交換、または譲渡のために売り手/所有者に支払われた総販売価格または対価の合計額、またはそれに相当するもの。**

個人、法人、不動産、信託、信託基金、または年金基金によって販売され、売り手/譲渡人が次のスケジュールに従って不動産事業に常習的に従事している資本資産以外の不動産。

本規則第 2.57.5 条に規定する源泉徴収税を免除されるもの 免除

販売価格が 50 万ペソ(P500,000.00)以下 1.5%

販売価格が 50 万ペソ(P500,000.00)を超え、200 万ペソ(P2,000,000.00)以下の場合 3.0%

販売価格が 200 万ペソ以上(P2,000,000.00)5.0%

売り手/譲渡人は、不動産事業に常習的に従っていると見なされるために、HLURBまたはHUDCCへの登録の証明を提示する必要があります。個人、不動産、信託、信託基金、年金基金、または不動産事業に常習的に従っていない法人による資本資産以外の不動産 7.5%。

総販売価格とは、販売文書に記載されている対価、または改正されたコードの第6条(E)に従って決定された公正市場価格のいずれか高い方を意味するものとします。交換では、所得税規則で決定されているように、引き換えに受け取った財産の公正市場価格を使用するものとします。

対価またはその一部が分割払いで支払われる場合、買い手が貿易または事業に従事していない個人である場合、定期的な分割払いに対して源泉徴収を行う必要はありません。この場合、売主に支払われる最後の分割払いについては、対価の全額に基づく適用税率が源泉徴収されるものとします。

但し、バイヤーが貿易かビジネスで、株式会社またはそれ以外に従事している場合、税はすべての分割払いのバイヤーによって控除され、源泉徴収される。

#### **(K) 輸入業者、海運会社、航空会社、またはそれらの代理店から政府職員への追加所得の支払い。**

法律で認められている時間外勤務に対する輸入業者、海運会社、航空会社、またはそれらの代理人による政府職員への総追加支払いについて 15%。この目的のために、輸入業者、海運会社、航空会社またはそれらの代理人は、政府の源泉徴収代理人となるものとします。

#### **(L) クレジットカード会社による一定の収入の支払い。**

フィリピンのクレジットカード会社が、自然人か法人かを問わず、前述の事業体がカード所有者に行った商品/サービスの販売を表す事業体に支払った総額 - 2 分の 1(1/2%)。

#### **(M) 上位 5,000 社による所得支払額**

コミッショナーが決定した上位 5,000 の企業のいずれかが地元の商品供給業者に行った所得の支払い 1%。

- (一) 「商品」という用語は、有形動産に関係します。無形動産および不動産は含まれません。
- (二) 「物品の現地供給者」という用語は、コミッショナーが決定した上位 5,000 の企業のいずれかが定期的に物品を購入する供給者を指します。原則として、この用語には、商品のカジュアルな購入、つまり、非正規のサプライヤーからの購入は含まれず、多くの場合、単一の購入が含まれます。ただし、100,000 ペソ(P100,000.00)以上を含む 1 回の購入には、源泉徴収税が課せられます。
- (三) 法人は、上位 5,000 法人の 1 つとして選ばれたことをコミッショナーが決定し、書面で正式に通知しない限り、本条の目的上、源泉徴収義務者とは見なされないものとします。
- (四) 源泉徴収義務者は、毎年 7 月 31 日および 1 月 31 日までに、源泉徴収義務者の主たる事業所を管轄する歳入地区事務所(RDO)に、通常の商品供給業者のリストを一括して提出するものとします。

#### **(N) 政府による所得の支払い。**



10,000 ペソ以下の単一の購入を除き、政府所有または管理下の企業を含む政府機関、国または地方の政府機関が、地元のサプライヤーからの商品の購入に対して行う所得の支払い 1%(1%)。上位 5,000 法人の 1 つとしてリストされている政府所有または管理法人は、上位 5,000 法人の 1 つとしてではなく、政府所有または管理法人としての資格で税金を源泉徴収するものとします。

### セクション 2.57.3.控除および源泉徴収が必要な人。

以下の人物は、第 2.57.2 条に列挙された所得の支払いに対して源泉徴収される必要がある控除税の目的のために、源泉徴収義務者として構成されます。

(A) 一般に、取引または事業に従事しているかどうかにかかわらず、法人。

(B) 個人、彼の取引またはビジネスに関連して行われた支払いに関して。

ただし、不動産の課税対象の売却、交換、または譲渡に関する限り、取引または事業に従事していない個々の購入者も源泉徴収義務者として構成されます。

(C) 政府が所有または管理する企業、および省、市、市政府を含むすべての官公庁。

### セクション 2.57.4.源泉徴収の時期。

- これらの規則のセクション 2.57 に基づく税金を控除および源泉徴収する支払者の義務は、所得が支払われた時点または支払われるべき時点のいずれか早い方で発生し、「支払義務」という用語は、義務が期日、要求可能、または法的強制力を持つようになった日を指します。

### セクション 2.57.5.源泉徴収の免除。

2 この規則に規定する源泉徴収税の源泉徴収は、次に掲げる者に対する所得の納付については、適用しない。

(A) 中央政府及びその機関(州政府、市政府又は市町村政府を含む)。

(B) 次のような一般または特別な法律の規定に従って所得税の支払いを免除されている人。

- (一) 住宅土地利用規制委員会(HLURB)または HUDCC によって登録され、認定された企業による不動産の販売で、住宅とロットまたはロットのみの販売価格がマニラ首都圏およびその他の高度に都市化された地域で 18 万ペソ(180,000 ペソ)を超えない社会化住宅プロジェクトに従事している企業による不動産の販売と 15 万ペソ(P150,000)共和国法第 7279 号およびその実施規則に基づいて規定されているように、他の地域または後に決定され、HLURB によって採用される可能性のある社会化住宅の販売価格の調整額。

- (二) 投資委員会に登録され、共和国法第 7916 号および 1987 年のオムニバス投資法によって規定されている所得税の免除を享受している企業。
- (三) NIRC 第 30 条に基づき所得税を免除される法人:政府サービス保険制度(GSIS)、社会保障制度(SSS)、フィリピン健康保険公社(PHIC)、フィリピン慈善懸賞事務局(PCSO)、フィリピンアミューズメント&ゲーミング公社(PAGCOR)。ただし、営利のために行われる活動から生じる所得の支払い、または不動産または動産から得られる所得は、これらの規則に規定されている源泉徴収税の対象となります。

## セクション 2.58.源泉徴収された税金の申告と支払い。

### (A)源泉徴収された税金の毎月の申告と支払い

- (一) 提出先 源泉徴収義務者によって差し引かれ、源泉徴収される控除可能な最終的な源泉徴収税は、源泉徴収義務者の居住地または主たる事業所を管轄する歳入地区事務所(RDO)内にある認定代理人銀行に申告書を二重に提出することで支払うものとします。認可された代理人銀行がない場合、申告書は、源泉徴収義務者の居住地または主たる事業所が所在する市または市町村の歳入地区担当官、徴収担当官、または正式に権限を与えられた会計係に直接提出するものとします。
- (二) いつ提出するか - (a) 源泉徴収税申告書は、控除可能か最終かにかかわらず、翌年の 1 月 25 日までに提出される 12 月の源泉徴収税を除き、毎月末日から 10 日以内に提出し、支払いを行うものとします。(b)多額の納税者の場合、申告書の提出と納税は、毎月末日から 25 日以内に行わなければならない。(c)通貨、銀行の預金及び利回りからの利子、又は預金の代替、信託基金及び類似の取決めからのその他の金銭的利益に対する最終的な源泉徴収税の申告書を提出し、その支払いは、各暦四半期の終了から 25 日以内に行わなければならない。

### (B) 源泉徴収税額の源泉徴収税明細書

これらの規則に基づいて税金を控除および源泉徴収する必要があるすべての支払人は、個人または法人を問わず、各受取人に、受取人が四半期所得税申告書を提出する際に使用した課税対象四半期の終了後 20 日以内に、四半期の各月について、行われた所得の支払いとそこから源泉徴収された税額を示す所定のフォーム(BIR フォーム 2307)を使用して源泉徴収税明細書を提出するものとします。ただし、受取人の要求に応じて、支払者は、収入の支払いと同時に受取人にそのような明細書を提出しなければなりません。最終的な源泉徴収税については、翌年の 1 月 31 日までに受取人に明細書を提出する必要があります。DCTAI の

### (C)源泉徴収された所得税の年次情報申告書。

支払者は、支払者が法定居住地または主たる事業所を有する市町村(政府機関の場合は役所が所在する市町村)のコミッショナー、歳入地域局長、歳入地区担当官、徴収代理人に、支払が行われた翌年の1月31日までに提出する必要があります。源泉徴収所得税の年次申告書(フォーム番号1604)には、特に次の情報が表示されます:(1)名前、住所、納税者、識別番号(TIN)。(2)所得の支払いの性質、各受取人から源泉徴収された総額と税額、およびコミッショナーが要求する可能性のあるその他の情報。

支払者がフィリピン政府、その政治的下部組織または機関、または政府が所有または管理する企業である場合、返還は、支払いを管理する役員または従業員、または指定された役員または従業員が行うものとなります。

#### **セクション 2.58.1.受取人の収入。**

源泉徴収が義務付けられている所得は、その受取人の申告書に含めなければならない。還付時に支払うべき税額に対する源泉徴収税額の超過分は、NIRC 第 204 条に基づく税金を還付する長官の権限を条件として、長官に還付されるものとする。源泉徴収された所得税が申告書の納税額を下回る場合、その差額は、源泉徴収義務者が源泉徴収した税金を別々の口座に保管し、源泉徴収義務者の他の資金と混合してはならない。それらは、送金されるまで、政府のために保持される信託基金と見なされるものとなります。

#### **セクション 2.58.2.登記簿への登録。**

土地または土地の譲渡証書、およびその上の建物/改良は、販売、物々交換、または交換から生じる控除可能な拡張源泉徴収税の対象は、長官または彼の正式に権限を与えられた代表者が、そのような譲渡および輸送が報告され、拡張された源泉徴収税が証明されていない限り、登記簿に記録されないものとなります。印紙税を含め、それぞれ法第 57 条および第 196 条の規定に従って、その支払額が全額支払われています。登記簿は、当該財産の所有権の譲渡証明書に、コード第 58 条(E)の下で必要な情報を注釈しなければならない。上記の要件に違反した場合、同法第 269 条に規定された罰則に責任を負うものとなります。

#### **セクション 2.58.3.税額控除または還付の請求。**

(A)源泉徴収された控除税額は、所得が獲得または受領された課税年度の四半期における受取人の所得税義務に対する税額控除として認められるものとなります。

(B)所得の支払により控除され、源泉徴収された控除所得税の税額控除又は還付の請求は、所得の支払が総所得の一部として申告され、かつ、支払者が受取人に正当に発行した源泉徴収票の写しにより源泉徴収の事実が立証された場合にのみ、当然の措置として与えられるものとするそこから差し控えられる。送金の証明は源泉徴収義務者の責任です。

### (C) 超過クレジット

個人または法人の納税者の課税四半期/年度の超過拡大源泉徴収税額控除は、超過控除が発生した課税四半期/年度の直後の課税四半期/年度の所得税に対する控除として自動的に認められるものとします。税額控除、およびその申告書で、彼は現金還付または税額控除証明書を選択していません。

(一) 超過控除の自動適用に代えて、納税者が他の国の内国歳入税義務の支払いに使用するための現金還付または税額控除証明書を希望する場合、納税者は、納税後 2 年以内に書面で請求しなければならない(コード第 204 条(c)および 229 条参照)。ただし、納税者が所得税申告書に現金還付又は税額控除証書のいずれかの選択肢を示したときは、その表示で十分とみなす。彼の要求を提出すると、超過拡大源泉徴収税額控除を示す納税者の所得税申告書が調べられるものとします。そのように決定された超過拡大源泉徴収税は、納税者に還付/控除されるものとします。

(二) 超過控除の適用の計算例 - 通常の課税対象期間 1997 1998-QTR1 1998-QTR2 1998-QTR3  
納税期限 1,000 200 200 500  
Less: 源泉徴収 (1,500) (500) (300) 0  
正味未払/控除額 (500) (300) (100) 500  
上の図では、1997 年に次の四半期に適用できる超過控除があります。また、1998 年の第 1 四半期に超過控除を適用するオプションが開始された場合、納税者は 1997 年に 500 ペソの超過控除の還付/税額控除証明書を利用することはできません。

### セクション 2.58.4.返品と明細書の検証。

これらの規則に基づいて提出する必要がある申告書、陳述書、またはその他の文書には、偽証罪の罰則の下で行われることを宣言する書面を含めるものとし、そのような宣言は宣誓の下で行われるものとします。宣誓して提出された所得税申告書またはその他の書類を受理することは、税務当局の義務です。

### セクション 2.58.5.控除の要件。

コードの下で控除される所得の支払いは、源泉徴収が必要な所得税がコードのセクション 57 および 58 に従って事務局に支払われていることが示されている場合にのみ、支払者の総所得からの控除として許可されるものとします。 LexLib (英語)

(A) 受取人が所得を報告し、源泉徴収義務者/納税者が、源泉徴収を怠った場合の利息、および該当する場合は課徴金を含む税金を、最初の監査および調査時に支払います。

(B) 受取人/受取人がその期日に所得を報告しなかったが、源泉徴収義務者/納税者は、最初の監査および調査の時点で、源泉徴収を怠ったことに伴う利息および課徴金(該当する場合)を含む税金を支払います。

(C) 源泉徴収義務者が誤って過少申告したにもかかわらず、最初の監査および調査の時点で、正し

い金額と源泉徴収された税額との差額(利息、そのような誤りに付随する利息、および該当する場合は課徴金を含む)を支払います。

#### セクション 2.58.6.所得の受取人が支払う税金。

従業員の報酬から税金を源泉徴収する必要があるすべての人は、BIR にそのような税金を支払う責任があります。このような責任は、従業員がその後税金を支払った場合でも残ります。従業員による税金の支払いは、法律または規制で定められた期間内に控除および源泉徴収を怠った場合の罰金および/または税金の追加に対する雇用主の責任を免除するものではありません。雇用主は、従業員が税金を支払ったことを示すことができない限り、源泉徴収が必要な税金の支払いに対する責任を免除されません。雇用主が源泉徴収した税金の額は、フィリピン政府に信託された特別基金です。

#### セクション 2.78.報酬に対する源泉徴収税。

補償所得に対する源泉徴収は、所得の受領時に源泉徴収する方法です。これは、市民であろうと外国人であろうと、フィリピンで提供されたサービスの報酬から収入を得るすべての雇用者に適用されます。雇用主は源泉徴収義務者として構成されます。

#### セクション 2.78.1.報酬所得に対する所得税の源泉徴収。

##### (a)報酬収入の定義。

一般に、「報酬」という用語は、本規範で特に除外されていない限り、雇用者と被雇用者の関係の下で従業員が雇用主のために行ったサービスに対するすべての報酬を意味します。

サービスに対する報酬が指定されている名前は重要ではありません。したがって、給与、賃金、報酬、謝礼、手当、歩合(輸送、代理、娯楽など)。取締役が同時に雇用主/法人の従業員である場合、取締役の報酬を含む料金。課税対象のボーナスおよびフリンジベネフィット(コード第 33 条に基づくフリンジベネフィット税の対象となるものを除く)。課税対象の年金と退職金。および同様の性質の他の収入は、補償収入を構成します。

報酬が支払われる根拠は、報酬が報酬を構成するかどうかを判断する上で重要ではありません。したがって、それは出来高払い、または利益のパーセンテージに基づいて支払われる場合があります。また、時給、日給、週給、月給、年払いがあります。

サービスに対する報酬は、雇用者と従業員の関係が、サービスが実施された雇用者とそれを実行した個人の間で支払いが行われた時点でもはや存在しない場合でも、報酬を構成します。



- (一) 現物支給の補償金。報酬は、金銭または金銭以外の媒体(株式、債券、その他の形態の財産など)で支払われる場合があります。役務の対価が金銭以外の媒体で支払われる場合、その対価として支払われるものの公正市場価値は、源泉徴収の対象となる対価として算入される金額です。サービスが規定の価格で提供された場合、反対の証拠がない場合、そのような価格は受け取った報酬の公正な市場価値であると推定されます。企業が従業員が提供するサービスの報酬として自己の株式を従業員に譲渡する場合、その報酬の額は、サービスが提供された時点の株式の公正市場価格です。
- (二) 居住区や食事。提供された役務の対価として給与を受領し、それに加えて居住区または食事が提供される場合、源泉徴収の対象となる補償額を決定する目的で、そのように提供された宿舍および食事のその人への価値は、支払われる報酬に加算されるものとします。但し、使用者の都合により住居や食事を従業員に提供する場合には、その価値を報酬所得に含める必要はない。
- (三) 比較的価値の低い施設と特権。 - 通常、雇用主が従業員に一般的に提供または提供する施設や特権(娯楽、医療サービス、いわゆる「優遇」割引など)は、そのような施設や特権の価値が比較的安く、雇用主が単に健康を促進する手段として提供または提供する場合、源泉徴収の対象となる報酬とは見なされません。彼の従業員の善意、満足、または効率。報酬が金銭以外の財産で支払われる場合、雇用主は、源泉徴収が必要な税額がコミッショナーに支払われることを保証するために必要な取り決めを行うものとします。
- (四) チップとチップ。雇用主の顧客が従業員に直接支払ったチップやチップのうち、従業員が雇用主に計上していないものは、課税所得とみなされますが、源泉徴収の対象にはなりません。
- (五) 年金、退職金、離職手当。 - 年金、退職金、離職手当は、本セクションのサブセクション B に規定されているものを除き、源泉徴収の対象となる報酬を構成する。
- (六) 固定または変動の輸送、代理、その他の手当
- (一) 一般に、公務員、従業員、または民間団体の役員または従業員が受け取る固定または変動の交通費、代表費、その他の手当は、その地位または事務所に固定された通常の報酬に加えて、源泉徴収の対象となる報酬です。
- (二) 以下の条件が満たされている場合、従業員が職務を遂行する上で発生した、または負担することが合理的に予想される旅費、代理費、その他の善意の通常および必要経費の前払いまたは払い戻しとして具体的に支払われた金額は、源泉徴収の対象となる報酬ではありません:(i)それは、取引を追求するために従業員が支払った、または負担した通常かつ必要な旅費および代理または接待費のためのものです。ビジネスまたは職業;(ii)従業員は、コード第 34 条に基づく各カテゴリーの費用の立証の特定の要件に従って、前述の費用を会計処理/清算する必要があります。前払金に対する実費の超過分は、その金額が雇用主に返還されない場合、課税所得となります。日割りで事前に計算され、従業員が任務または勤務中に従業員に支払われる旅費および交際費の合理的な金額の払い戻し/前払いは、立証要件および源泉徴収の対象となる必要はありません。

- (七) 休暇手当と病気休暇手当。従業員に支払われる「休暇手当または病気休暇クレジット」の金額は、報酬を構成します。したがって、休暇中または病気休暇中の従業員の給与は、欠勤しているにもかかわらず支払われ、補償を構成します。ただし、その年に従業員に支払われた10日以内の未使用の休暇クレジットの貨幣価値は、所得税および源泉徴収税の対象にはなりません。
- (八) 従業員の報酬から雇用主が控除した金額。- 源泉徴収税を含め、雇用主が従業員の報酬から控除することが法律で義務付けられている金額は、従業員の報酬の一部と見なされ、控除が行われた時点で補償として従業員に支払われたものとみなされます。
- (九) 非居住外国人の個人または外国法人の従業員としてのサービスに対する報酬。「報酬」という用語には、非居住者の外国人個人、外国のパートナーシップ、または外国法人の従業員が行ったサービスに対する報酬が含まれ、そのような外国人の個人または外国の団体がフィリピン国内で貿易または事業に従事しているかどうかにかかわらず、フィリピン国内で貿易や事業を行っていない非居住外国人、外国のパートナーシップ、または外国法人に代わって報酬を支払う者は、雇用主に適用される法律および規制のすべての規定の対象となります。
- (十) フィリピン国外で実施されたサービスに対する報酬。フィリピン国内で貿易や事業に従事していない非居住者の個人に対して、居住者が国内または居住する外国法人またはパートナーシップ、または非居住者の個人のためにフィリピン国外で行ったサービスに対する報酬は、課税対象の報酬として扱われるものとします。

これらの規制で定義されている非居住者は、フィリピン国内の源泉から得られる所得に対してのみ課税されます。一般に、フィリピンの内外にかかわらず、収入の所在地は、サービスが提供される場所によって決定されます。

## (B)報酬に対する源泉徴収税の免除。

以下の所得の支払いは、報酬に対する源泉徴収税の要件が免除されます。

- (一) 雇用のインシデントとして受け取った報酬は、次のとおりです。
  - (一) 7641 に基づく共和国法に基づいて受け取った退職給付、および個人または法人を問わず、雇用主が維持する合理的な民間福利厚生プランの下で民間企業の役人および従業員が受け取った退職給付は、次の要件を満たす必要があります。(ii)福利厚生計画は、事務局によって承認されなければなりません。(iii)退職する公務員または従業員は、少なくとも10年間同じ雇用主に勤務し、退職時に50歳以上でなければなりません。(iv)退職する公務員または従業員は、同じ雇用主または別の雇用主の退職給付制度に基づく特権を以前に利用してはなりません。
  - (二) 死亡、疾病、その他の身体障害により、または人員整理、解雇、事業の停止など、当該公務員または従業員の支配が及ばない事由により、公務員またはその相続人が雇用主から受け取った金額。rep「当該職員または職員の制御が及ばないいかなる原因について

も」という文言は、職員または職員の側の非自発的さを暗示しています。公務員または従業員のサービスからの分離は、彼によって求められたり、開始されたりしてはなりません。この分離は、彼自身が作り出したものではなかった。分離が公務員または従業員の制御を超えているかどうかは、本質的に事実の問題であり、一般的な事実と状況に基づいて決定されるものとします。これは、非自発的離職のために支払われた金額が行われた期間の月次申告書に添付されるべき有能な証拠によって、雇用主によって正式に確立されるものとします。非自発的離職を理由に受け取った金額は、離職時に公務員または従業員が勤続年数が10年未満であったり、50歳未満であったりしても、所得税が免除されます。解雇を理由に雇用主が従業員に支払う支払いは、雇用主が契約、法令、その他によって法的に義務付けられているかどうかにかかわらず、補償を構成します。

- (三) 社会保障給付、退職金、年金、およびフィリピンの居住者または非居住者の市民、または外国政府機関やその他の機関からフィリピンに永住するようになった外国人が受け取るその他の同様の給付
- (四) 米国退役軍人局が管理する米国の法律に基づいてフィリピンに居住する人に対する給付金の支払い。
- (五) 改正された1954年の社会保障制度法に基づいて行われた給付の支払い。そして
- (六) 1937年のGSIS法(改正を含む)から受け取った給付、および政府関係者および従業員が受け取った退職金。

## (二) 農業労働の対価として支払われる報酬

- (一) 農業労働を構成し、その労働が行われる農場の生産物で完全に支払われるサービスに対する報酬は、源泉徴収の対象にはなりません。しかし、一般的に「農業労働」という用語には、林業、製材業、造園に関連して行われるサービスは含まれません。
- (二) 以下の活動のいずれかに関連して、労働が人の従業員によって行われる農場の生産物で完全に支払われる報酬は、農業労働の報酬として除外されます:(i) 土壌の耕作。(ii) 家畜、ミツバチ、家禽、野生生物の飼育、毛刈り、給餌、世話、訓練、または管理。(iii) その他の農産物または園芸品の飼育または収穫。本項において「農場」という用語には、畜産、酪農、家禽、果物およびトラック農場、プランテーション、牧場、苗床、果樹園、並びに主として農産物又は園芸商品の飼育に使用される温室及びその他の類似の構造物が含まれるが、これらに限定されない。
- (三) 1つ以上の農場の所有者、テナント、またはその他の運営者の雇用において、以下のサービスのために労働が行われる農場の製品で完全に支払われる報酬は、そのようなサービスの大部分が農場で行われる場合、農業労働の報酬とは見なされません:(i) 操作に関連して実行されるサービス、そのような農場またはその道具や設備の管理、保全、改善、または保守。(ii) 木材のサルベージ、またはハリケーンや台風によって残された土地の茂みやその他の瓦礫の除去で行われるサービス。上記(i)に記載の役務には、例えば、大工、画家、機械工、農場監督者、灌漑技師、簿記係、その他の熟練労働者または半熟練労働者によって行われるサービスが含まれ、農場の運営に何らかの形で貢献し、そのような

者が従事する可能性のある他の企業と区別されるように、彼らを雇用する人によって運営されます。この項に規定するサービスは、農場の所有者、借地人、その他の運営者の雇用のもとで行われなければならないため、この例外は、例えば、農家と契約して農場の資産を改修する商業塗装業者の従業員が行うサービスに対して支払われる報酬には適用されない。

- (四) 以下の業務のいずれかに関連して、従業員が雇用する農場の製品で完全に支払われる報酬は、そのようなサービスが行われる場所に関係なく、農業労働の報酬とは見なされません。(ii) 家禽の孵化。(ii) 魚類の飼育(iv) 農業用水の供給又は貯留の専ら目的で使用される溝、運河、貯水池又は水路の運営又は維持(v) 生きている木から粗ガムを生産または収穫すること、またはそのような粗ガムをガムスピリットまたはテレピン油とガム樹脂に加工すること(ただし、そのような加工がそのような粗ガムの元の生産者によって行われる場合)。
- (五) 農業または園芸品の取り扱い、植え付け、乾燥、梱包、包装、加工、冷凍、等級付け、保管、保管、市場への配送、または市場への輸送のための運送業者への配送において、農民または農民の協同組合、組織、またはグループの雇用された従業員が労働を行う農場の製品で完全に支払われる報酬。そのような農民またはそのような組織またはグループの農民メンバーによって生産されたものは、農業労働の報酬として除外されます。当該農民または当該農民の組織またはグループの構成員以外の者によって生産された商品の取り扱い、植え付け、乾燥、包装、加工、冷凍、等級付け、保管、または保管、市場、または市場への輸送のための運送業者への配送において、当該農民または農民の組織またはグループの従業員が行うサービスは、「通常の農業経営に付随するものとして」行われません。上記のように農業労働を構成するサービスに対して、労働が行われる農場の生産物以外の現金またはその他の形態で行われるすべての支払いは、例外の範囲外です。
- (三) 家事サービスの報酬。従業員が雇用されている人の私邸内またはその周辺で行う家庭内のサービスに対して支払われる報酬は、源泉徴収の対象にはなりません。但し、雇用主が従業員(一般従業員を除く)に提供する家事要員の役務は、改正された同法第 33 条に基づき、フリッジベネフィット税の対象となるものとする。個人の家は、個人または家族の固定された住居です。住宅が企業として公衆にボードまたは宿泊施設を供給する目的で主に使用されている場合、それは個人の家ではなくなり、そこで行われたサービスに対して支払われる報酬は免除されません。一般に、個人の家内または個人宅周辺の家庭的な性質のサービスには、料理人、メイド、執事、係員、洗濯係、庭師、家族用の自動車の運転手によって提供されるサービスが含まれます。下宿所、下宿屋、クラブ、ホテル、病院、商業事務所または施設内またはその周辺で行われる上記のサービスに対して支払われる報酬は、報酬と見なされます。私設秘書として行われたサービスに対して支払われた報酬は、たとえそれが雇用主の自宅で行われたとしても、報酬と見なされます。



- (四) 雇用主の取引や事業の過程でない臨時労働に対する報酬。「臨時労働」という用語には、臨時、偶発的、または定期的な労働が含まれます。「雇用主の取引または事業の過程にない」という表現には、雇用主の取引または事業を促進または促進しない労働が含まれます。したがって、時折、偶発的、または不規則であり、雇用主の取引または事業を促進または促進しない労働に対して支払われる報酬は、報酬とは見なされません。例:Aの事業は製材所の運営です。彼は大工のBを時給で雇い、自宅を修理している。Bの仕事は不規則で、2日の大半を作業の完成に費やしている。Bの労働は臨時雇用であり、Aの事業の過程ではないため、そのようなサービスに対して支払われる報酬は免除されます。臨時労働、つまり、臨時、偶発的、または不規則であるが、雇用主の取引または事業の過程で提供される労働に対して支払われる報酬は、報酬と見なされます。例:Eは百貨店の運営事業に従事しています。彼は短期間、追加の事務員を雇います。店員のサービスはカジュアルかもしれませんが、雇用主の取引や事業の過程で行われるため、そのようなサービスに対して支払われる報酬は報酬と見なされます。企業のために行われた臨時労働に対して支払われた報酬は、報酬と見なされます。
- (五) フィリピンの市民または居住者が外国政府または国際機関に提供したサービスに対する報酬。外国政府または国際機関の職員として行われたサービスに対して支払われる報酬は免除されます。この免除には、大使、公使その他の外交官及び職員が行う業務に対して支払われる報酬だけでなく、外国政府の領事その他の役職員として、又は当該政府の非外交官として行われる業務に対して支払われる報酬も含まれる。
- (六) 損害賠償。雇用者と被雇用者の関係に起因または関連する最終判決または妥協合意に基づき、従業員またはその相続人が被った実際の、道徳的、懲罰的、および名目上の損害。
- (七) 生命保険。 - 被保険者の死亡時に相続人または受取人に支払われる生命保険契約の収益は、単額であろうとなかろうと、ただし、そのような契約に基づいて被保険者が保有する金額について保険契約に基づいて合意された利息の支払いは、総所得に含まれるものとします。
- (八) 被保険者が保険料の返還として受け取る金額。 - 生命保険、養老保険、または年金契約に基づいて被保険者が支払った保険料の返還として、契約期間中または契約に記載されている期間の満期時、または契約の放棄時に被保険者が受け取った金額。
- (九) ケガや病気の補償。 - 傷害保険、健康保険、または労災法に基づき、人身傷害または疾病の補償として受け取った金額と、そのような負傷または疾病のために訴訟または合意によって受け取った損害額。
- (十) 条約により所得が免除されます。 - フィリピン政府を拘束する条約上の義務によって要求される範囲でのあらゆる種類の収入。
- (十一) 13ヶ月目の給与とその他の福利厚生。
- (一) 12ヶ月目の給与の後に受け取った政府所有または管理下の企業、または民間事務所を含む政府の役人および従業員(国または地方を問わず)の必須の基本給に相当する13ヶ月目の給与。そして
  - (二) クリスマスポーナス、生産性インセンティブボーナス、ロイヤリティ賞、現金または現物での贈り物、および政府および民間の両方のオフィスの役人および従業員が実際に受



け取る同様の性質のその他の利益などのその他の利点。上記の除外事項(a)および(b)は、合計金額が 30,000 ペソ(P30,000.00)を超えないことを条件として、その年度中に支払われた、または発生した給付をカバーするものとし、財務長官が発行した規則および規制を通じて、長官の勧告により、とりわけ、課税年度末のインフレ率への影響を考慮した後、財務長官が発行した規則および規制を通じて増加する可能性があります。

**(十二)** GSIS、SSS、メディケア、その他の拠出金。 - GSIS、SSS、メディケア、Pag-Ibig の拠出金、および個々の従業員の組合費。

### セクション 2.78.2.給与計算期間。

「給与支払い管理期間」とは、通常、雇用主が従業員に対して報酬を支払う期間をいいます。報酬が常に定期的に支払われるわけではないことは重要ではありません。

例:雇用主が通常、週末に従業員の週給を支払うが、何らかの理由で特定の従業員が先週の給与の支払いを現在の週の半ばに受け取り、同じ週の終わりに残りを受け取る場合、給与計算期間は依然として暦週です。その代わりに、従業員は雇用主から3週間の出張に派遣され、出張の最後に3週間のサービスに対して1回の報酬支払いを受け取り、給与計算期間は暦週のままであり、補償金の支払いは3回の週ごとの報酬支払いであるかのように扱われるものとします。

税金を決定する目的で、従業員は、1つの雇用主が支払う報酬に関して、1つの給与期間しか持つことができません。したがって、従業員に週次給与の定期報酬が支払われ、それに加えて別の期間に関して決定された補足報酬(課税対象賞与など)が支払われる場合、給与計算期間は週次給与期間になります。

### セクション 2.78.3.使用人。

「従業員」という用語は、雇用主と従業員の関係の下でサービスを実行する個人です。この用語は、選出されたか任命されたかにかかわらず、フィリピン政府、またはその政治的下部組織、または機関または機関の役員および従業員を含むすべての従業員を対象としています。

一般に、雇用者と被雇用者の関係は、サービスを受けた人が、仕事によって達成される結果だけでなく、結果が達成される詳細と手段に関しても、サービスを実行する個人を管理および指示する権利を持っている場合に存在します。従業員は、何をすべきかだけでなく、どのように行うべきかについても、雇用主の意志と管理の対象となります。これに関連して、雇用主が実際にサービスの実施方法を指示または管理する必要はありません。彼がそうする権利を持っているだけで十分です。

従業員を解雇する権利は、その権利を有する者が雇用主であることを示す重要な要素でもあります。雇用主の他の要因や特徴は、必ずしもすべての場合に存在するとは限りませんが、サービスを実行する個人にツールや職場を提供することです。一般に、個人が他人の管理または指示を受けるのは、

単に仕事によって達成される結果であり、結果を達成するための手段や方法ではない場合、従業員とは見なされません。

一般に、独立した取引、ビジネス、または職業に従っており、公衆にサービスを提供する個人は、従業員ではありません。

報酬の測定、方法、または指定も、雇用主と従業員の関係が実際に存在する場合は重要ではありません。

社員の階級や等級の区別はありません。したがって、監督者、管理者、および同様のレベルに属するその他の人は従業員です。法人の役員は、法人の従業員です。役員および取締役として企業のために業務を遂行する個人は、取締役報酬を含む報酬の源泉徴収の対象となる従業員です。

#### セクション 2.78.4.雇い主。

雇用主という用語は、雇用者と被雇用者の関係の下で、個人がいかなる性質のものであれ、何らかのサービスを実施または実行した人を意味します。雇用者の地位が存在するためには、賃金が支払われた時点でサービスが継続している必要はありません。したがって、源泉徴収の目的で、個人が過去のサービスを実行し、現在も報酬を受け取っている人は「従業員」です。

#### (A) サービスが実施された、または実施された人が管理権を有していないこと。

「雇用主」という用語は、そのような管理を行使しない人のためにサービスが行われている、または実行された場合に、報酬の支払いを管理する人を指します。例えば、特定の種類の年金や退職金などの報酬が信託によって支払われ、サービスが行われた人がそのような報酬の支払いを制御できない場合、信託は「雇用主」と見なされます。

#### (B) 非居住者に代わって補償金を支払う者

「雇用主」という用語は、フィリピン国内で貿易または事業に従事していない非居住外国人個人、外国パートナーシップ、または外国法人に代わって報酬を支払う者も意味します。

税金を源泉徴収、支払い、または還付し、これらの規則で要求される明細書を提出するのは雇用主の責任です。上記(A)および(B)で定義される「雇用主」という用語は、誰が源泉徴収義務者であるかを判断することを目的としています。

経営管理の問題として、源泉徴収プロセスの特定の機械的詳細は、雇用主の代表者が処理する場合があります。したがって、支店長その他の代表者は、支店長その他の代表者が、内部管理上の問題として、実際に税金を源泉徴収したり、法律で義務付けられている明細書を作成したりすることがで

きます。それにもかかわらず、源泉徴収、納付、納税、およびそのような明細書の提出に関する法的責任は、企業の雇用主にあります。

雇用主は、個人、企業、パートナーシップ、信託、不動産、株式会社、協会、またはシンジケート、グループ、プール、合併事業、またはその他の法人化されていない組織、グループ、またはエンティティである可能性があります。信託または不動産は、信託または不動産のために、または信託または不動産に代わって行動する受託者ではなく、一般的に雇用主です。

「雇用主」という用語には、貿易や事業に従事する個人や組織だけでなく、慈善団体や宗教団体、クラブ、社会団体、社会団体などの所得税が免除される組織、およびフィリピン政府(その機関、機関、政治的下部組織を含む)も含まれます。

### **(C)2つ以上の雇用主に代わって支払われる報酬。**

雇用主が代理人、受託者、または他の雇用主が当該従業員に支払うべき報酬を管理、受領、保管、処分する者、またはその他の者を通じて従業員に報酬を支払う場合、当該代理人を通じて支払われる各報酬に対して源泉徴収される税額 受託者または個人は、報酬が各雇用主に代わって個別に支払われるか、またはすべての雇用主に代わって一括で支払われるかにかかわらず、そのような報酬の支払いの総額に基づいて決定されるものとします。したがって、税金は、支払われた報酬の総額に基づいて決定されるものとします。

そのような場合、各雇用主は、当該報酬の総額に対する各雇用主の拠出額の比率に従って決定された税金の比例配分部分の申告および支払いの責任を負うものとします。

受託者、代理人、または2つ以上の雇用主のために行動するその他の人物は、そのような雇用主の従業員の賃金に関して、これらの規則に基づいて税金を源泉徴収する権限を与えられる場合があります。また、受託者、代理人、その他の者は、当該報酬について源泉徴収された税金の申告書を作成および提出し、本規則に基づいて要求される領収書を提出する権限を有する場合があります。そのような行為を行う権限の申請は、コミッショナーまたはその正式に権限を与えられた代理人に宛てる必要があります。そのような権限がコミッショナーによって付与された場合、そのような受託者、代理人、またはその他の人物が行動する雇用主に関して適用される法律に従って規定された法律のすべての規定(罰則を含む)および規制は、雇用主に関して適用される法律に従って規定された法律のすべての規定(罰則を含む)および規制の対象となります。

## **セクション 2.79.補償所得の源泉徴収所得。**

### **(a) 源泉徴収の要件。**

すべての雇用主は、これらの規則に従って計算された金額である支払われた報酬から源泉徴収する必要があります。ただし、個人の総報酬所得が法定最低賃金または月額 5,000 ペソ (P5,000.00) (年間 60,000 ペソ (P60,000.00) のいずれか高い方を超えない場合、源泉徴収は必要ありません。前項で決定された年間報酬総額が 60,000.00 ペソを超えない従業員には、ウィットにより所得税を支払うための 2 つのオプションが与えられるものとします。

- (一) 報酬所得には源泉徴収税が課せられるが、本規則第 2.83.4 条に列挙された状況のいずれかに該当する場合を除き、同法第 51 条に規定する所得税申告書(個人申告書の提出)を提出する必要はない。
- (二) 彼の報酬所得は源泉徴収税の対象とならないが、彼は毎年所得税申告書を提出し、それに対する税金を毎年支払わなければならない。従業員が、年次所得税申告書を提出し、一括で納税する義務を免除するために、報酬所得を源泉徴収の対象とすることを選択した場合、雇用主が本規則に基づいて提供される源泉徴収税表を適用する権限を構成する源泉徴収免除の所定の BIR 形式で免除を実行するものとします。2 所得税申告書は、課税年度の翌年の 4 月 15 日までに提出しなければならない。

#### (b)報酬所得全般に対する源泉徴収税の計算。

以下に定める手続きは、従業員の課税報酬所得に対する源泉徴収税の計算に適用されるものとします。但し、フィリピン労働法(改正)に定義される階級以外の従業員が受け取る課税対象のFRINGE BENEFITは、改正された同法第 24 条(A)に基づく源泉徴収税表に規定された税率ではなく、FRINGE BENEFIT税が課せられるものとします(本規則第 2.79.D 条参照)。

- (一) 源泉徴収税テーブルの使用- 一般的に、報酬を支払うすべての雇用主は、1998 年 1 月 1 日発効の所定の新しい源泉徴収税表(付属書 A)に従って決定された税金をそのような補償から控除し、源泉徴収しなければならない。
  - (一) 月次税額表 雇用主が月次給与計算期間を使用して使用します。
  - (二) 半月ごとの税額表 半月ごとの給与計算期間を使用する雇用主が使用します。
  - (三) 週次税額表 週次給与計算期間を使用する雇用主が使用します。
  - (四) 日次税額表 日次給与計算期間を使用する雇用主が使用します。

報酬が日払い、週払い、半月払い、月払い以外の方法で支払われる場合、源泉徴収される税金は次のように計算されます。

- (一) 毎年 本規則第 2.79 条(B)(5)(b)に規定されている年換算計算を使用する。
  - (二) 四半期ごとおよび半年ごと 報酬をそれぞれ 3 または 6 で割って、平均月額報酬を決定します。毎月の源泉徴収税額表を使用して税金を計算し、そのように計算された税金にそれぞれ 3 または 6 を掛けるものとします。
- (二) 源泉徴収税テーブルのコンポーネント



- (一) 各税表は、表 A、B、C.A にグループ化されています。 - 扶養家族のいない従業員の表  
B - 扶養されている子のいる家族の長の表 C - 資格のある扶養家族のいる既婚従業員の表
- (二) 表の列には、次の内容が反映されます:1 列目 文字記号で表される従業員の免除ステータスを反映しています。(下記の文字(d)の記号の凡例の説明を参照)2 列目 従業員が受ける権利のある個人控除と追加控除の合計額をペソで反映します。
- (三) 列番号 1 から 10 は、従業員の報酬額に対して源泉徴収される税額の部分を反映しています。表 A、B、C のすべての列のすべての金額は、報酬レベルを表します。
- (四) 記号の凡例 新しい源泉徴収税表で使用される記号は、以下を表します:Z (a)第 2、第 3、その他の雇用主に関して、複数の雇用主を同時に持つ従業員、および(b)登録申請書 (BIR フォーム 1902)または免除証明書を提出しなかった従業員に対するゼロ免除。(BIR フォーム 2305)S 資格のある扶養家族のいない、法的に分離された独身の配偶者/未亡人/寡婦。prME 法的に分離されていない既婚の従業員。HF 資格のある扶養親を持つシングル/法的に分離された配偶者/未亡人または寡夫である家族の長。姉妹または兄弟。嫡出子、認められた自然子、または法的に養子。または、これらの規則によって定義される資格のある高齢者 RA 第 7432.In 号の見解のセクション 2 しかし、偽の子供と自然の子供を区別しない家族法の公布により、非嫡出子は資格のある扶養家族と見なすことができ、請求者を家族の長の地位に認定します。ステータスシンボル「ME」と「HF」に付けられた数字(1~4)は、資格のある嫡出子、非嫡出子、または法的に養子縁組された子供の数を表します。免税 資格のある扶養家族の子供の地位と数に応じて、従業員が総報酬所得からの控除として請求する権利がある 1000 ペソ単位の免除額を意味します。

### (三) 源泉徴収する税額を決定する手順:

ステップ 1。給与計算期間に適切なテーブルを使用します。毎月、半月、毎週、または毎日

。ステップ 2。給与計算期間に従業員に支払われる金銭的および非金銭的報酬の合計を決定し、給与計算期間ごとに従業員が受け取る 13 か月目の給与、生産性インセンティブ、クリスマスボーナス、およびその他の福利厚生を含む総福利厚生を分離します。30,000 ペソ(30,000 ペソ)以下の公的および私的団体の役人および従業員が受け取る総利益は、所得税および源泉徴収税を免除されるものとします。

ステップ 3。課税対象の報酬を、給与計算期間に従業員に支払われる非課税所得から分離します。課税所得とは、法律で所得税が免除されておらず、その結果、源泉徴収税が免除されていない従業員に支払われるすべての報酬を指します。非課税所得とは、本規則第 2.78.1 条 (B)に規定されているように、本法またはその他の特別法によって所得税が特別に免除されている所得所得です(例:30,000 ペソを超えない給付、非課税の退職給付、離職手当



)。ステップ4.ステップ3で決定した課税補償所得を、通常の課税補償所得と補足補償所得に分離します。通常の報酬には、基本給、固定手当、交通費、および給与期間ごとに従業員に支払われるその他の手当が含まれます。補足報酬には、歩合給、残業代、課税退職金、課税賞与、その他の課税対象福利厚生などの通常の報酬に加えて、給与期間の有無にかかわらず、従業員への支払いが含まれます。

ステップ5.(i)納税者の地位に適切な記号を使用して、資格のある扶養家族の子供のステータスと数に対応する線(水平)を決定します。(ii) 課税対象の定期報酬所得の合計額のみを考慮して、使用する欄を決定すること。報酬レベルは、通常の報酬収入が同額以上であるが、同じ行の次の列の金額を超えない行および列に示されている金額です。ステップ6.源泉徴収税は、列の上部に示されている報酬レベルで事前に定義された税額を、報酬レベルに対する定期報酬と補足報酬の合計の超過に対する税額に加算して計算し、超過額に同じ列の上部にも示されている税率を乗じて計算します。

**(四)** 源泉徴収税テーブルの使用に関するサンプル計算: (サンプルは削除されました)

**(五)** 例外的な計算の使用

(一) 累積平均法。 特定の従業員に関して、通常の報酬の金額が報酬水準を下回っているため、通常の報酬は源泉徴収が免除されますが、補足報酬は暦年中に支払われます。または、追加報酬が支払われる通常の報酬と同等またはそれ以上の場合。または、従業員が新しく雇用され、暦年内に以前の雇用主がいた場合、現在の雇用主がこの累積計算を行う以外に、現在の雇用主は、以下に規定されている累積平均法に従って、控除および源泉徴収される税金を決定するものとします

。計算の対象となる給与期間に従業員に支払われる課税対象の定期報酬および補足報酬の金額を、同じ暦年内に前の雇用主が支払った報酬を含む、現在の暦年の初め以降の課税対象の定期報酬および補足報酬の合計に追加します。

ステップ2。ステップ1で計算した報酬の総額を、その金額が関係する給与期間数で割ります。

ステップ3。ステップNo.で決定した累積平均報酬額から控除・源泉徴収する税額を計算します。(2)源泉徴収税額表に従う。

ステップ4.ステップNo.で計算した税額を掛けます。(3)それが関係する給与期間の数によって。

ステップ 5.ステップ番号で計算された税額の超過がある場合は、それを決定します。(4)すでに控除され、源泉徴収された税金の合計額 開始給与計算期間から最後の給与計算期間まで、暦年内に前の雇用主が源泉徴収したものを含む。計算された超過分は、現在の暦年の最後の給与期間に支払われる報酬から差し引かれ、源泉徴収されるものとします。

累積平均法は、暦年中の任意の時点で特定の従業員に適用され、同じ暦年の残りの給与計算期間に一貫して使用されるのと同じ方法であるものとします。

- (二) 年率源泉徴収税法。 - (i)雇用主と従業員の関係が暦年の終わりまでに終了した場合。(ii) 年末調整を計算する場合、雇用主は、次の手順に従って、雇用の最終月または現在の暦年の 12 月に報酬から源泉徴収される金額を決定するものとします。

ステップ 1。暦年全体で従業員に支払われる課税対象の定期報酬と補足報酬を決定します。本規則第 2.79 条(B)(1)(b)のステップ 2 から 5 を参照し、暦年に受け取った報酬を基準とする。

ステップ 2。従業員がその年内に以前の雇用を受けている場合、暦年中に前の雇用主から受け取った課税対象の報酬所得に、年換算を行う前の雇用主が従業員に支払った課税対象の定期報酬および補足報酬の金額を追加します。

(i) 労使関係が 12 月より前に終了した場合 - 課税対象の定期的および補足的報酬収入は、現在の暦年の初めから雇用の終了までに支払われた金額とする。(ii) 年末調整 課税対象の定期的および補足的な報酬収入は、現在の暦年の初めから 12 月までに支払われた金額とする。(iii)管理職または監督職に就いている従業員が受け取る課税対象のFRINGE BENEFITは、本規則のセクション 2.79(D)に規定されているように、最終的なFRINGE BENEFIT税の対象となるものとします。したがって、源泉徴収税表の対象となる管理監督者の課税対象補足報酬の一部を構成するものではありません。

ステップ 3。ステップ No.で計算した報酬総額から差し引きます。(2)従業員の個人控除および追加控除の合計額。

ステップ 4.課税年度の保険料の支払い中に支払ったという証拠を提示した従業員の健康保険および/または入院保険の保険料の支払い額を控除し(控除額は月額

2,400 ペソまたは 200 ペソのいずれか低い方を超えてはなりません)、家族の総所得が暦年の 250,000 ペソを超えないこと。保険費用の請求を立証する目的で、保険契約書は、家族の収入の合計を決定するために BIR が別の規則で規定する書類に加えて、保険料支払いの元の正式な領収書とともに雇用主に提示されるものとします。家族総収入には、核家族のメンバー全員、つまり父親、母親、未婚の子供が 1 つの世帯として一緒に住んでいる、または子供がいるひとり親が受け取る一次収入とその他の収入が含まれます。一人暮らしの独身者は核家族とみなされます。

資格のある扶養家族の子供の追加免除を請求する配偶者は、保険料の支払いの控除を請求する同一の配偶者でなければなりません。

ステップ 5.ステップ 4 で到達した差額に対する税額を、コードのセクション 24(A) に規定されているスケジュールに従って、次のように計算します。 過大ではない金額超過率超過超過 10,000 5%10,000 30,000 500+10% 10,00030,000 70,000 2,500+15% 30,00070,000 140,000 8,500+20% 70,000140,000 250,000 22,500+25% 140,000250,000 500,000 50,000+30% 250,000500,000 125,000+34% 500,000(1999 年 33%)(2000 年以降

は 32%)ステップ 6.ステップ 5 で計算した税の不足または超過分を、現在の暦年の初め以降に控除および源泉徴収された累積税額に対して決定します。不足税額(第 5 項で計算した税額が、既に控除して源泉徴収した累計税額よりも大きい場合、または暦年の初めから源泉徴収されていない税額)は、暦年の最後の報酬支払額から控除されるものとします。不足税が従業員に支払われるべき最後の報酬の額を超える場合、雇用主は従業員から徴収できない税額を支払う義務があります。従業員の報酬から徴収できない税額を後者が支払うことから生じる雇用主に対する従業員の義務は、従業員と雇用主の間の和解の問題です。

超過税額(すでに控除・源泉徴収された累計税額がステップ 5 で計算した税額を上回る場合)は、翌年 1 月 25 日までに従業員に入金または還付しなければならない。ただし、12 月以前に雇用を終了した場合、その年の最後の報酬の支払い時に従業員に払い戻しが行われるものとします。その見返りとして、雇用主は、還付された当月およびその後の月、雇用主が還付した金額が全額返済されるまで、補償所得から源泉徴収された税金の送金可能額から還付された金額を差し引く権利があります。

各従業員に対して行われた年率計算は、フォーム番号 1604 に添付されたアルファベット順のリストに雇用主によって反映されるものとします。

(六) 報酬が日払い、週払い、半月払い、月払い以外の場合は、控除および源泉徴収される税金を次のように計算します。

- (一) 毎年 年換算所得の計算を指します。
- (二) 四半期ごとおよび半年ごと 報酬をそれぞれ 3 または 6 で割って、平均月額報酬を決定します。毎月の源泉徴収税額表を使用して税金を計算し、そのように計算された税金にそれに応じて 3 または 6 を掛けるものとします。LLjur (英語)
- (三) 隔週 報酬を 2 で割って、平均週次報酬を決定します。週次源泉徴収税表を使用して税額を計算し、そのように計算された税額に 2 を掛けるものとします。
- (四) その他 報酬が不定期に支払われる場合、または上記以外の期間に支払われる場合は、報酬を最後の支払いから支払い日までの日数で割ります(日曜日と祝日を除く)。日次税額表を使用し、そのように計算された税額に日数を掛けるものとする。

### (C) 職員以外の給与及び福利厚生に対する源泉徴収税の計算

以下に定める手続きは、本規則第 2.79 条(B)に基づくランクおよびファイル以外の従業員の課税報酬所得に対する源泉徴収税の計算に適用されるものとします。

- (一) 給与期間ごとに従業員が受け取る 13 か月目の給与、生産性インセンティブ、クリスマスボーナス、FRINGE BENEFIT を含む総福利厚生を分離して、金銭的および非金銭的報酬の合計を決定します。年換算で計算する場合、金銭的報酬と非金銭的報酬の合計は、暦年に受け取った報酬とします。公的および私的団体の役人および従業員が受け取る総利益は、所得税および源泉徴収税を免除されるものとします。但し、免除額は 3 万ペソ(30,000 ペソ)を超えてはならない。II
- (二) 従業員に支払われる非課税報酬(FRINGE BENEFIT を除く)から課税対象を分離します。課税所得とは、法律で所得税が免除されておらず、その結果、源泉徴収税が免除されていない従業員に支払われるすべての報酬を指します。非課税所得とは、本規則第 2.78.1 条(B)に記載されているコードまたはその他の特別法によって所得税が特に免除されている所得です(例:30,000 ペソを超えない給付、非課税の退職給付、離職手当)。
- (三) 課税対象のFRINGE BENEFIT を分離し、規則のこれらのセクションのサブセクション D に従って源泉徴収の対象にします。
- (四) 給与期間ごとの源泉徴収を目的として、本規則第 2.79 条(B)(1)(b)に規定された手順に従って、課税対象の定期報酬および補足報酬に対する源泉徴収税を計算する。およびセクション 2.79(B)(2)は、累積平均法に基づく計算または年末調整を目的としています。

### (d)FRINGE BENEFIT に対する源泉徴収税の計算。

- (一) 階級とファイル以外の従業員に支払われるFRINGE BENEFIT に対する最終的な源泉徴収税。- 1998 年 1 月 1 日から 34%、1999 年 1 月 1 日から 33%、2000 年 1 月 1 日以降に 32%

の確定税が課せられる。雇用主の事業または職業、およびフリンジベネフィットが雇用主の便宜と利益のためである場合。フリンジベネフィット税は、本規則第 2.58 条に規定されているのと同じ方法で雇用主が支払うものとする。従業員の総所得の一部であってはなりません。フリンジベネフィット税の賦課は、この目的のために発行される規則および規制の別のセットの対象とされるべきです。

**(二) フリンジベネフィットのグロスアップされた金銭的価値。**

(一) 一般に、フリンジベネフィットのグロスアップされた金銭的価値は、1998 年にフリンジベネフィットの金銭的価値を 66%で割ることによって決定されるものとする。1999 年には 67%(67%)。2000 年以降は 68%でした。

(二) 従業員に提供され、コード第 25 条のサブセクション B、C、D、および E に基づいて課税されるフリンジベネフィットのグロスアップされた金銭的価値は、フリンジベネフィットの金銭的価値を 100%(100%)とセクション 25 の前述のサブセクションに規定された適用される所得税率との差額で割ることによって決定されるものとします。ウィットに:  
サブセクション(B) - フィリピンで貿易や事業に従事していない非居住者の外国人個人がフィリピン国内の源泉から得た収入の 25%  
サブセクション(C) - 多国籍企業の地域または地域本社または多国籍企業の地域運営本部に雇用されている外国人個人の収入の 15%、前述の外国人従業員と同じ地位に就き、雇用されているフィリピン人従業員を含む。  
サブセクション(D) - フィリピンに設立された外国銀行のオフショア銀行部門に雇用されている外国人個人の収入の 15%(雇用され、前述の外国人従業員と同じ地位を占めているフィリピン人従業員を含む)。

サブセクション(E) - フィリピンで石油事業に従事する外国サービスの下請け業者に雇用された外国人個人の収入の 15%(雇用され、前述の外国人従業員と同じ地位を占めるフィリピン人従業員を含む)。

**(三) 非課税のフリンジベネフィット。** 以下のフリンジベネフィットは、フリンジベネフィット税の対象外です。

(一) 従業員のランクとファイルに対して支払われるフリンジベネフィット。従業員に支給または付与されるフリンジベネフィットは、本規則第 2.79 条(B)に基づく報酬に関する源泉徴収税表の対象となる従業員の総報酬所得の一部を構成するものとします。

(二) 所得税が免除され、その結果、法典、改正法、または特別法の下で源泉徴収税が免除されるフリンジベネフィット。

(三) 退職金、保険、入院給付制度に対する従業員の利益のための雇用主の拠出金。

(四) De minimis benefits(デ・ミニミス・ベネフィット)フリンジベネフィットがデミニミスベネフィットの支払いと見なされるかどうかを判断する目的で、雇用主は、当該雇用主の貿易、事業、または職業の特殊な性質と特別な必要性を考慮した裁定の発行について、書面による表明書をコミッショナーに提出するものとします。フリンジベネフィット税を免除される「デミニミスベネフィット」という用語は、一般に、雇用主が従業員に提供または提供する施設または特権(接待、クリスマスパーティー、およびそれに類似する



その他のケース、医療および歯科サービス、またはいわゆる購入に対する礼儀割引などに限定されるものとします。従業員の健康、善意、満足感、または効率を促進します。

#### **(e) 特定の雇用主の外国人従業員に支払われる報酬に対する源泉徴収税の計算。**

以下の雇用主が管理職および技術職に就く外国人従業員および同様の地位を占めるフィリピン人従業員に支払われる給与、年金、報酬、報酬、および謝礼や手当などのその他の報酬に対して、15%の最終的な源泉徴収税が課されるものとします。

- (一) 第 25 条(C)に基づく多国籍企業の地域または地域本部、および地域運営本部。
- (二) 第 25 条(D)および FCDU に基づくオフショア銀行ユニット。
- (三) コード第 25 条(E)に基づく石油サービス請負業者および下請け業者。

#### **(f) 控除の要件。**

本規則第 2.58.5 条の規定が適用されるものとします。

#### **(g) 受取人が支払った税金。**

本規則第 2.58.6 条の規定が適用されるものとします。

#### **(h) 税金の非控除および源泉徴収税額控除。**

報酬所得に対して源泉徴収される税金は、雇用主の総所得または受取人の総報酬所得からの控除として認められないものとします。税金が源泉徴収される補償の全額は、そのような税金の控除なしで所得の受取人が行う必要がある申告書に報告される総所得に含まれるものとします。ただし、源泉徴収された控除税額は、NIRC が所得の受取人に課す税金に対する控除として認められます。源泉徴収された税金のうち、所得税申告書で支払うべきと確認された税金を超える税金は、納税者の選択により、所得の受取人に還付または自動的に入金されるものとします。このような還付または控除は、現地調査後、または改正されたコードの主要規定に基づく納税者の所得税義務に関連する情報に基づいて適切な調整を損なうものではありません。税金が実際に源泉徴収されている場合、そのような源泉徴収された税金が雇用主によって政府に支払われていなくても、所得の受取人にクレジットまたは払い戻しが行われるものとします。控除の目的上、所得の受取人は課税対象者であり、その報酬に対して税金が源泉徴収されました。納税者から納付すべき税額を超過して源泉徴収された税額の超過分は、翌年 7 月 15 日までに返還しなければならない。この期間を過ぎて行われた払い戻しは、払い戻しが行われる日までの 3 か月の期間の経過後から、年率 6%の利息が発生するものとします。払い戻しは、大統領令第 292 号第 5 巻第 49 条第 8 章第 8 章第 B 編第 I 編に規定された要件の例外として、委員長、監査委員会、または後者の正式に権限を与えられた代表者による副署を必要とせず、長官またはその権限を与えられた代表者によって作成された令状に基づいて行われるものとします。1987 年の行政コードとしても知られています。

## (I) 源泉徴収免除を請求する権利。

報酬を受け取る従業員は、改正されたコードに規定されているように、源泉徴収免除を受ける権利を有するものとします。このような免除の恩恵を受けるためには、従業員は雇用時に登録申請書(BIR フォーム No.1902)を提出し、免除の変更に関する更新がある場合は源泉徴収補償および免除証明書(フォーム No.2305)を提出する必要があります。従業員が受ける権利のある源泉徴収控除は、独身、既婚、世帯主としての地位、および追加の免除の対象となる扶養家族の数によって異なります。各従業員は、1998年1月1日以降に支払われた報酬について、以下の金額の免除を請求することができる。

## (J) 個人的免除および追加的免除

- (一) 基本的な個人的免除。(i)資格のある扶養家族がない法的に分離されていると司法的に判決された独身者または既婚者の場合、許可される個人免除の金額は 20,000 ペソ (P20,000.00)です。(ii)法的に結婚した従業員ごとに、許可される個人免除の金額は 32,000 ペソ (P32,000.00)です。配偶者が失業しているか、外国の源泉から収入を得ている非居住者の市民であるフィリピン国内で収入を得る既婚者は、32,000 ペソ (P32,000.00)の個人免除のみを受ける権利があります。(iii)家族の長の場合、許可される個人免除の金額は 25,000 ペソ (P25,000.00)です。家族の長とは、未婚または法的に分離された男性と女性で、一方または両方の両親、または 1 人以上の兄弟または姉妹で、全体または半分の血、または 1 人以上の合法的または非嫡出の認められた自然人または法的に養子縁組された子供と同居し、主な支援のために彼に依存していることを意味します。そのような兄弟姉妹または子供が 21 歳以下で、未婚で有給で雇用されていない場合、またはそのような子供、兄弟、または姉妹が、年齢に関係なく、精神的または肉体的欠陥のために自立できない場合。この用語には、資格のある高齢者の後援者である未婚または法的に別居している男性または女性も含まれます。高齢者とは、60 歳以上のフィリピンの居住者で、官公庁と民間企業の両方から退職した人を含め、3 年ごとの国家経済開発庁(NEDA)の審査の対象となる年間収入が 6 万ペソ(60,000 ペソ)以下です(共和国法第 7432 号からの定義)。
- (二) 扶養家族を持つ納税者に対する追加免除。既婚者または世帯主は、追加の免除を請求できる扶養家族の総数が 4 人を超えないことを条件に、資格のある扶養家族ごとに 8,000 ペソ (P8,000)の追加免除が許可されるものとします。資格のある扶養家族の子供のための追加の免除は、既婚者の場合、配偶者の一方のみが請求しなければならない。被扶養者とは、被扶養者が 21 歳以下で、未婚で有給雇用でない場合、または被扶養者が年齢に関係なく精神的または肉体的な欠陥のために自活できない場合に、主に納税者に扶養され、同居している嫡出子、非嫡出子、または合法的に養子縁組された子を意味します。夫は、登録申請書(BIR フォーム 1902)または源泉徴収免除証明書(BIR フォーム 2305)

で妻のために明示的に権利を放棄しない限り、資格のある扶養家族の子供の追加免除の適切な請求者となるものとします。ただし、従業員の配偶者が失業している場合、または外国から収入を得ている非居住者である場合、フィリピン国内で雇用されている配偶者は、自動的に子供の追加免除を請求する権利を有するものとします。

### セクション 2.79.1.補償収入を得る個人のための登録申請(BIR フォーム番号 1902)。

従業員の登録申請は、雇用主と従業員の双方が、以下の情報およびその他の要件に関して行うものとします。

#### (A) 従業員。

- (一) 氏名/納税者識別番号(TIN)/従業員の住所/フォームに必要なその他の情報。
- (二) 独身/法的に別居中/寡婦または扶養家族の子供がいない寡婦、既婚者、または家族の長であるかどうかにかかわらず、従業員のステータス。
- (三) 従業員の配偶者の状況。従業員が法的に結婚している場合、配偶者の名前/ TIN(存在する場合)、およびその配偶者が雇用されているか、失業しているか、海外で雇用されているか、貿易または事業に従事しているかを申請書に記載する必要があります。
- (四) 資格のある扶養家族。資格のある扶養家族(子供、親、兄弟、姉妹、または高齢者)の名前と生年月日。
- (五) 子供のための免除の請求者。 - 夫は、資格のある子供のための追加の免除の適切な請求者です。但し、妻は、次の場合には、子供のための完全な追加免除を請求しなければならない:(a) 夫は失業している。(b)夫は、外国の源泉から収入を得る非居住者の市民です。(c)夫は、このセクションに規定された手順に従って、登録申請書(1902年)および妻の申請書に添付される宣誓供述書において、子供の免除を請求する権利を放棄します(免除はすべての子供に対して行われるべきです)。
- (六) 必須のフォームと添付ファイル。 登録申請書(BIR フォーム No.1902)を提出する際、納税者は、該当する場合は、納税者の地位を確立するために、次の書類のいずれかを申請書に添付する必要があります。  
(b) 法的分離に関する裁判所の判決(c)資格のある扶養家族の兄弟、姉妹、または子供の出生証明書。(d)夫が海外で働いている場合の雇用証明書。(e)妻が子供の追加免除を主張している場合の夫による子供の免除の放棄。(f)年間の総報酬収入が 60,000.00 ペソを超えない納税者の源泉徴収税の免除。(g)扶養家族の兄弟、姉妹、または子供(身体的または精神的に無能力の場合)の診断書。(h) 子どもの法的養子縁組に関する裁判所の決定(i) 死亡診断書(j)資格のある高齢者の所得税免除の現在の証明書。(k)上記の文書が入手できない場合、その他の証拠書類。
- (七) 複数の雇用を兼任する。 - 課税年度中の同じ期間内に 2 つ以上の雇用主に同時に雇用されている従業員は、申請書(BIR フォーム No.1902)を主たる雇用主(より高い/最低賃金を支払う雇用主)に提出し、正式に受領した申請書のコピーを第 2 の雇用主(第 2、第 3 の雇用主など)

に提出する必要があります。雇用されている夫と妻は、それぞれの雇用主に個別の申請を提出しなければならない。

- (八) 連続した複数雇用。課税年度中に別の雇用主に転勤した従業員は、新しい雇用主に課税年度中の以前の雇用(雇用主の名前、住所、TIN、および離職日)を示す免除証明書(フォーム番号 2305)を提出し、その証明書に、前年に発行された暦年の報酬源泉徴収所得税証明書(BIR フォーム番号 2316)のコピーを添付する必要があります雇用主;
- (九) 混合収入。報酬と事業/職業所得の組み合わせを受け取る個人は、最初に、事業または職業所得から、そこから控除できる超過分のみを補償所得から許容される個人および追加の免除を差し引くものとします。夫と妻の場合、夫が妻のために免除を放棄しない限り、夫が免除の適切な請求者となるものとします。

## (B) 雇用主。

従業員の登録申請書(様式第 1902 号)を提出する雇用主は、その受領日を記載し、TIN、雇用主の登録名、その他の関連情報などの雇用主の情報に関する申請書のパート V に記入する必要があります。

## (C) 申請書(様式第 1902 号)の提出手続

- (一) すべての雇用主は、従業員に対し、上記の登録申請書を次のように重複して作成するよう要求するものとします。
  - (一) 1997 年 12 月 31 日時点で登録申請書(BIR フォーム 1902)を提出していないすべての従業員は、1998 年 4 月 30 日までに申請書を作成し、雇用主に提出する必要があります。
  - (二) 新入社員は、雇用開始日から 10 日以内に申請書を提出しなければなりません。
  - (三) 従業員が以前に提出した申請書(BIR フォーム 1902)の情報データに変更があった場合、個人的および追加の免除、従業員の配偶者の雇用/就労状況、複数の雇用状況、および報酬収入の金額の変更で構成され、変更を反映した免除証明書(BIR フォーム 2305)と、変更後 10 日以内に必要な書類/変更の証拠を雇用主に提出する必要があります。その後、雇用主は、新しい情報に基づいて、従業員の源泉徴収税について必要な調整を行うものとします。
- (二) 雇用主は、申請書または証明書の原本と複製の両方を(いずれかの形式の雇用主情報の部分を完了した後)、従業員からの受領後 30 日以内に、雇用主が合法的な居住地または事業所を有する市または市町村の歳入地区役員に送付しなければならない。BIR が受領した正式にスタンプが押されたコピーは、従業員に渡されるものとします。
- (三) 雇用主は、従業員の免除を検討し、従業員の報酬に源泉徴収する必要がある税金の計算において、これらの規則に規定されているように、正確かつ適用可能な免除を適用するものとします。
- (四) 夫が妻のために子供の追加免除を請求する権利を放棄する場合、夫は以下の手順に従って免除フォーム(BIR フォーム番号\_\_\_\_)に記入しなければならない。
  - (一) 所定の権利放棄書(BIR フォーム番号\_\_\_\_)のコピーを 3 部記入してください。



- (二) 雇用から 10 日以内に、BIR フォーム 1902 とともに、その目的のために提供されたスペースでの確認のための権利放棄フォームを雇用主に提出してください。夫の雇用主はしなければならない:(i.)権利放棄フォームの承認部分に記入した後、フォームの複製コピーを保持し、従業員に妻の雇用主に提出し、従業員のファイルのためにオリジナルと三重のコピーをそれぞれ提供します。(2)夫の報酬所得からの子の免除の控除を翌月から停止する。妻の雇用主は、夫の雇用主が正式に認めた免除書の写しを受領した時点で、夫の雇用主が夫の所得から子供の免除を控除しなくなった月に、妻の収入から子供の免除を控除し始めます。
- (三) 雇用された夫と妻は、これらの規則のセクション 2.79.1(C)(4)に基づく免除を提出するための手順に従って提出する必要がある所得税申告書のそれぞれの課税所得の計算に免除を適用しなければならない、つまり、夫は、彼が今控除する妻に有利に同じ(子供の免除)を放棄したため、彼の補償所得から子供の免除を控除してはならない彼女の納税額を計算する際に彼女の収入から免除を述べた。暦年中に行使された権利放棄は、暦年に一度だけ行われるものとし、夫によって取り消されるまで、現在の暦年と翌年に有効であるものとし、当該権利放棄の放棄/取消しは、翌暦年からのみ効力を生じるものとし、いかなる場合においても、妻の雇用主は、夫による免除が夫の雇用主によって正式に認められていない限り、妻の収入から子供の免除を控除してはならない。

#### **セクション 2.79.2.登録申請書(フォーム番号 1902 または免除証明書)を提出しなかった場合。**

従業員がこれらの規則に違反して、必要な添付書類とともに登録申請書(1902)を提出しなかったり、拒否したりした場合、雇用主は、1998 年 1 月 1 日発効の改訂源泉徴収税表のゼロ免除スケジュールに基づいて規定された税金を源泉徴収しなければならない。免税証明書(2305)を添付書類とともに提出しなかった場合、雇用主は、ステータスの変更前に存在していた報告された個人免除に基づいて、変更を反映することなく、税金を源泉徴収するものとし、違反により生じた還付または源泉徴収不足は、NIRC 第 80 条(改正)に規定された罰則(納税義務)の対象となります。

#### **セクション 2.79.3.平均報酬に基づく源泉徴収。**

雇用主は、改正された NIRC に基づき、従業員の平均推定報酬に基づいて、必要な調整を加えて、任意の月/四半期/年について源泉徴収することができます。

#### **セクション 2.79.4.夫と妻。**

両方の夫と妻は、同じまたは異なる雇用者のいずれかから補償のそれぞれの受取人である場合、源泉徴収される税金は、次の基準で決定されるものとする:(A)夫は、彼が明示的に登録の申請または源泉徴収免除証明書で彼の妻を支持して彼の権利を放棄しない限り、任意の扶養家族の子供に関して追加の免除の適切な請求者とみなされるものとする。免除は、年間を通じていつでも行うことができます。(B)一般的に、税金は、適格な扶養家族のいない既婚者のスケジュールに従って、妻の賃金から源泉徴収されるものとし、



### セクション 2.79.5.非居住外国人。

貿易または事業に従事する非居住外国人に支払われるフィリピンで提供されるサービスに対する報酬は、これらの規則に基づいて源泉徴収の対象となります。

### セクション 2.79.6.年末調整。

暦年の終わりまでに、最後の給与期間の報酬を支払う前に、雇用主は、最後に支払われる報酬を含む、年間を通じて各従業員に支払われる課税対象の通常報酬と補足報酬の合計を決定し、年換算総報酬所得に対する所得税額を計算するものとします。但し、従業員が受け取る課税対象のフリンジベネフィットは、ランクアンドファイルに与えられたものを除き、最終的なフリンジベネフィット税の対象となるものとします。

### セクション 2.80.納税義務。

#### (A) 雇用主。

- (一) 一般に、雇用主は、従業員の報酬所得から控除および源泉徴収される必要のある正しい税額の源泉徴収および送金に責任を負うものとします。雇用主が正しい税額を源泉徴収して納付しなかった場合、そのような税金は、適用される税金の罰金または追加とともに雇用主から徴収されるものとします。
- (二) 改正された NIRC によって課される税金の徴収、会計処理、納付を必要とした雇用主が、故意にそのような税金を徴収しなかったり、そのような税金を会計処理して送金したり、その支払いを逃れるために何らかの方法で故意に支援したりした場合、改正されたコードに規定されている他の罰則に加えて、有罪判決を受けた場合、徴収も会計処理も送金もされなかった税金の額に等しいペナルティを科せられる。PR の
- (三) 翌年の 1 月 25 日までに超過した源泉徴収税の還付を怠った、または還付を拒否した雇用主/源泉徴収代理人は、改正法典第 X 編に規定されている罰則に加えて、申告時に実際に支払うべき税額を超えて源泉徴収された金額を超過した結果、従業員に還付されなかった還付金の総額に相当する罰金を科す責任を負うものとします。

#### (B) 従業員。

従業員が源泉徴収免除証明書の提出を怠ったり、拒否したり、雇用主からの書面による通知後に故意に虚偽または不正確な情報を提供したりした場合、雇用主が源泉徴収すべき税金は、送金期日から支払日までの罰金または税金の追加を含め、雇用主から徴収されるものとします。一方、雇用主からの書面による通知後、従業員が故意に登録申請または源泉徴収免除証明書の提出を拒否した場合、または故意に虚偽で不正確な情報を提供した場合、雇用主が源泉徴収した超過税は従業員に返金されず、政府に有利に没収されるものとします。

### (c) 税金への追加。

- (一) 次に掲げる場合には、納付すべき税金のほか、納付すべき金額の 25%に相当する罰金を科す。
- (一) 規定された期日までに、本法または本規則の規定に基づき義務付けられている申告書を提出し、納税を怠った場合。又は
  - (二) コミッショナーによって別段の許可がない限り、申告書を提出する必要がある人以外の内国歳入官吏に申告書を提出すること。又は
  - (三) 賦課通知書に定められた期限内に不足税を支払わなかった場合。又は
  - (四) 法典又は本規則の規定に基づき申告書に記載された税額の全部若しくは一部、又は申告書を提出する必要のない納税額の全額を、又はその納付期日までに納付を怠った場合又は
  - (五) 法令で定められた期間内に故意に申告を怠った場合、または故意に虚偽または不正な申告が行われた場合、虚偽または詐欺が発覚する前にそのような申告に基づいて支払いが行われていた場合、課せられる罰金は不足税の 50%です。
  - (六) 本約款に基づいて課せられる罰金は、最終的かつ執行となったが、所定の納付期間内に支払われなかった不足税査定の場合に適用されるものとします。利息は、不足分の増加を含む合計金額に課されるものとします。
- (二) 利息 - 未払いの税金、年率 20%の利息、または金額が全額支払われるまでの支払いに規定される可能性のあるより高い税率に対して評価および徴収されるものとします。
- (三) 不足利息 基本税の未払いは、法典で定義される用語として、本書の(a)項に規定された利息の対象とし、その利息は、その支払いのために規定された日からその全額の支払いまで評価および徴収されるものとします。pr 源泉徴収義務者が政府またはその機関、政治的下部組織、または機関、または政府が所有または管理する企業である場合、源泉徴収および納税を担当するその従業員は、本書で課される課徴金および利息に対して個人的に責任を負うものとします。

### (d)特定の情報申告書の提出を怠った場合(コード第 250 条)。

情報申告書、陳述書、リストを提出しなかったり、記録を保持したり、この規範またはコミッショナーが規定の期日に要求する情報を提供しなかったりした場合、そのような失敗が合理的な理由によるものであり、故意の怠慢ではないことが示されていない限り、コミッショナーによる通知および要求により、提出、保管、または提供を怠った者から、そのような不履行ごとに 1,000 ペソ(1,000 ペソ)が支払われます。ただし、暦年中のそのようなすべての不履行に対して課される総額は、25,000 ペソ(25,000 ペソ)を超えないものとします。

### (e) 具体的な罰則。

本規約に規定されている罰則にかかわらず、以下の違反は、同法第 204 条に基づく妥協により超法規的に解決することができます。

- (一) 申告書の提出、正確かつ正確な情報の提供、税金の支払い、源泉徴収および納税、補償金の源泉徴収された超過税の還付を怠った場合(刑法第 255 条)。改正されたコード、または規則により、税金の支払い、申告、記録の保持、または正確で正確な情報の提供を義務付けられている人が、故意にそのような税金の支払い、そのような申告、記録の保持、または正確で正確な情報の提供、源泉徴収された税金の源泉徴収または送金、または補償のために源泉徴収された超過税の還付を怠った人。法律で義務付けられている時期に、法律で定められた他の罰則に加えて、有罪判決を受けた場合、1 万ペソ(10,000 ペソ)以上の罰金および 1 年以上 10 年以下の懲役に処するものとします。
- (二) 偽証罪の罰則に基づく宣言(法典第 267 条)。改正された法典に基づき要求される申告書、申告書、その他の陳述書には、宣誓書に代えて、偽証罪の罰則の下で行われる旨の陳述書を添付しなければならない。すべての重要な事項について、真実かつ正しくない情報を故意に申告書、申告書または陳述書に提出した者は、有罪判決を受けた場合、改正刑法に基づく偽証罪に規定された罰則の対象となります。
- (三) 公務員による源泉徴収税の規定違反(刑法第 272 条)。フィリピン共和国政府、その機関および機関、その政治的下部組織、ならびに中央銀行を含む政府所有または管理下の企業のすべての役員または従業員で、改正されたコードの規定またはそれに基づいて公布された規制に基づいて、内国歳入税を控除および源泉徴収し、改正されたコードの規定に従って送金する義務を負うもの。その他の法律は、以下に定める犯罪について有罪とし、各作為または不作為の有罪判決を受けた場合、5,000 ペソ(5,000 ペソ)以上 50,000 ペソ(50,000 ペソ)以下の罰金、または 6 ヶ月と 1 日以上 2 年以下の懲役に処する。 またはその両方:
  - (一) 源泉徴収税法および施行規則に基づく内国歳入税の控除および源泉徴収を怠った、または怠った者。
  - (二) 法律および施行規則で定められた期間内に、控除および源泉徴収された税金を納付せず、または納付しなかった場合。そして
  - (三) 源泉徴収税法で義務付けられている申告書または明細書を所定の期間内に提出しなかった、または怠った場合、または虚偽または不正な申告書を提出または提出した人。
  - (四) 本規範の他の規定または規則全般に違反すること(同法第 275 条)。改正されたコードの規定、または法律で特定の罰則が定められていない規則に違反した者は、その作為または不作為について有罪判決を受けた場合、1000 ペソ以下の罰金または 6 か月以下の懲役、またはその両方に処する。罰則の具体的なスケジュールは、別に規則で定める。

#### セクション 2.81.報酬に源泉徴収された所得税の申告書と支払い(フォーム番号 1601)。

報酬に対する税金を控除し、源泉徴収する必要があるすべての人は、源泉徴収が行われた月の翌月 10 日までに、歳入地区事務所(RDO)内または代理銀行がない場所の認定代理店銀行に申告書を作成し、そのような税金を支払うものとします。源泉徴収義務者/雇用主の合法的な居住地または事業所または事務所が所在する市または市町村の歳入地区担当官に。但し、暦年の最後の報酬(12 月)から源泉徴収された税金は、翌年の 1 月 25 日までに支払わなければならない。但し、長官が定める多

額の納税者は、翌月 25 日までに源泉徴収した税金を納付しなければならない。LibLex 源泉徴収と納税を義務付けられている人が法人の場合、申告書は法人の名前で作成し、社長、副社長、または権限のある役員が署名して確認する必要があります。受託者が源泉徴収する必要がある税金については、その受託者が行為する個人、不動産、または信託の名義で申告を行い、当該受託者によって署名および確認されるものとします。2 人以上の共同受託者の場合、申告書は、当該受託者の 1 人によって署名され、確認されるものとします。

## セクション 2.82.政府が雇用主である場合の返品と支払い。

フィリピン政府、その政治的下部組織、または政府機関または機関、および政府が所有または管理する企業が雇用主である場合、税金の申告は、報酬の支払いを管理する役員または従業員、または目的に応じて適切に指定されたその他の役員または従業員によって行うことができます。

## セクション 2.83.ステートメントとリターン。

### セクション 2.83.1.従業員の源泉徴収明細書(BIR フォーム No.2316)。

一般に、報酬および付加給付に対する税金を控除し、源泉徴収する必要があるすべての雇用主またはその他の者は、報酬税が源泉徴収されたすべての従業員に、翌暦年の 1 月 31 日までに、報酬に対する所得税源泉徴収証明書(フォーム番号 2316、以前のフォーム番号 W-2)を提出するものとします。または、彼の雇用がそのような暦年の終了前に終了した場合、報酬の最後の支払いが行われた日に。雇用主は、雇用主の名前と住所が記載されたフォーム No.2316 の原本と複製のコピーを各従業員に提供するものとします。雇用主の TIN;従業員の名前と住所従業員の TIN。請求された免除の金額。医療保険の保険料支払い額が 2,400.00 ペソを超えない場合。非課税給付を含む支払われた報酬の合計。納税額暦年中に源泉徴収された税額と、必要なその他の情報。陳述書には、雇用主またはその他の権限のある役員と従業員の双方が署名しなければならず、偽証罪の罰則の下で行われることを宣言する書面を含める必要があります。雇用主がフィリピン政府、その政治的下部組織、機関、機関、または政府が所有または管理する企業である場合、声明は正式に指定された役員または従業員が署名するものとします。フォーム 2316 の追加コピーは、従業員が正式に認証し、新しい雇用主に提供するものとします。

### セクション 2.83.2.報酬に源泉徴収された所得税の年次申告書(フォーム番号 1604、旧フォーム番号 1743IR)。

税金を控除し、源泉徴収する必要があるすべての雇用主またはその他の者は、翌年の 1 月 31 日までに、徴収エージェントまたは認可された地方自治体の会計係または歳入地区の役員またはコミッショナーのいずれかに、報酬に源泉徴収された所得税の年次情報申告書(BIR フォーム No.1604)を提出し、従業員のアルファベット順のリストとともに提出するものとします。どちらも重複コピーです。



**(A)報酬源泉徴収所得税の年次情報申告書には、特に次の事項が記載されていなければなりません。**

(一) 源泉徴収義務者の登録氏名、住所、納税者番号(TIN)

**(B)従業員のアルファベット順のリストには、次のものが記載されている必要があります。**

(一) 従業員の名前と TIN。

(二) 暦年に現在および以前の雇用主が支払った総報酬。

(三)

(一) 課税対象の 13 か月目の給与/一般従業員向けのその他の福利厚生

(二) 管理職の課税対象福利厚生

(四) 非課税 13 ヶ月目の給与/その他の福利厚生(現在の雇用主)

(五) 免除額

(六) 医療保険の保険料支払い額が 2,400.00 ペソを超えない場合。

(七) 法典第 24 条(A)に従って計算された源泉徴収が義務付けられている税金。

(八) 暦年の間、現在のすべての雇用主が源泉徴収する税金。そして

(九) 調整がある場合は、調整します。

**(C)職員のアルファベット順の名簿を作成し、特に次の項目を別個に記載しなければならない。**

(一) 課税年度の 12 月 31 日時点で、その年度中に前職のない従業員

(二) 課税年度の 12 月 31 日現在、年内に前職に就いていた者

(三) 年末調整計算前に解雇された従業員で、解雇月/解雇年度の最終報酬支払月を示すもの。そして

(四) 最終的な源泉徴収税の対象となる外国人従業員。以前の雇用主から情報が提供されなかった場合、その事実はフォーム 1604 に注釈を付けなければならない、現在の雇用主は罰則の責任を負わないものとします。

### セクション 2.83.3.所得受取人リストの要件。

年次報告書(様式第 1604 号)の不可欠な部分として添付する必要がある、手作業で作成した従業員のアルファベット順のリスト、控除可能な源泉徴収税および最終的な源泉徴収税の対象となる受取人および所得支払者のリストの代わりに、源泉徴収義務者は、その選択により、当該リストがフォーム 1604 で規定された形式に従ってエンコードされている場合に限り、コンピュータ処理されたテープ、カセット、またはディスクを提出することができます。

### セクション 2.83.4.純粋に報酬所得を受給している従業員による所得税申告書の提出。

暦年の合計額が 60,000 ペソを超えず、雇用主によって正しく源泉徴収された所得税(源泉徴収税は納税額に等しい)をフィリピンの源泉徴収源から純粋に補償所得を受けている個人納税者は、コード第 51 条で義務付けられている所得税申告書(1700)を提出してはならない。ただし、次の個人は引き



続き所得税申告書を提出する必要があります:(A)課税年度中のいつでも 2 つ以上の雇用主から同時に報酬を得ている個人。(B)課税年度の純粋な報酬収入が 60,000 ペソを超える個人。(C)報酬と事業所得の組み合わせ(混合所得)を受け取る個人。これには、配偶者が事業から収入を得ている純粋な補償収入を受け取る既婚者が含まれます。既婚者で申告書の提出が義務付けられている場合、配偶者の所得を賄うために、どちらかの配偶者が課税年度の申告書を 1 つだけ提出するものとします。(D)暦年中に 1 人または複数の雇用主からの金額に関係なく、所得税が正しく源泉徴収されていない、つまり、源泉徴収税の合計が課税年度の総報酬所得に対する総税額と等しくない従業員。(E)配偶者の一方が 60,000 ペソを超える補償収入を受け取った既婚者の場合、報酬が 60,000 ペソ以下の他の配偶者の収入を含む申告書を提出しなければならない。

#### **セクション 2.83.5.源泉徴収義務者としての登録。**

年間 60,000 ペソ(P60,000.00)以上、または毎月 5,000 ペソ(P5,000.00)の補償金を 1 人の従業員に支払う、または支払う予定のすべての人は、合法的な居住地または事業所が所在する市または市町村の歳入地区事務所(RDO)に二重に提出することにより登録するものとします。雇用主になってから 10 日以内に事務局所定のフォームを使用して源泉徴収義務者として登録するための申請書。

#### **セクション 2.83.6.建設的な補償金の受領の適用性。**

報酬に対する源泉徴収税は、実際に支払われた報酬または建設的に支払われた報酬に適用されるものとします。報酬は、これらの規則の意味の範囲内で建設的に支払われます。それが従業員の口座に入金されるか、または従業員のために分離されたとき、それはいつでも引き出すことができますが、実際には所有に減らされません。このような場合に支払いを構成するには、報酬は、支払いの時期、方法、または支払いが行われる条件に関する実質的な制限または制限なしに、従業員に入金または分離されなければならない、いつでも引き出せるように従業員が利用できるようにする必要があります。そして、その支払いは、彼の支配と処分にもたらされました。帳簿のエントリは、作成された場合、あるアカウントから別のアカウントへの絶対的な転送を示す必要があります。所得が貸方記入されていないが、それが分離されている場合、そのような所得は納税者の要求に無条件に従わなければならない。企業が継続的に従業員にボーナスストックを入金し、その従業員は将来の日付まで利用できない場合、企業の帳簿上の単なる入金支払いは構成しません。

#### **セクション 2.83.7.従業員への明細書提出期間の延長**

雇用終了時に本規則第 2.83 条で義務付けられている報酬に対する所得税源泉徴収証明書(フォーム番号 2316)を提出する期間を 30 日を超えない範囲で延長することは、暦年中に雇用が終了した従業員に関して雇用主に付与されます。雇用者と被雇用者の双方に合理的な期待がある断続的または中絶的な雇用の場合、従業員の源泉徴収票を直ちに従業員に提出する必要はありません。ただし、そのような期待がなくなった場合は、雇用終了日から 30 日以内に声明を提出する必要があります。本項で言及されている延長とは、雇用終了時に報酬に対する所得税源泉徴収証明書(フォーム番号 2316)を提出するための期間の延長を指します。

## セクション 4.114.控除可能な付加価値税の源泉徴収

一般に、商品やサービスの販売に課せられる付加価値税は、販売時に決定できないため、源泉徴収の対象にはなりません。ただし、VATの対象となる政府への商品およびサービスの販売は、RA 8424のセクション 114(C)に従って源泉徴収の対象となります。

### (A)源泉徴収される控除可能な付加価値税の税率と基準。

政府が商品およびサービスの販売者に行う総支払額は、ここに規定された税率で源泉徴収税の対象となります。

- (一) 一般に、政府または政府所有または管理企業(GOCC)を含むその政治的下位部門、機関、または機関による、付加価値税の対象となる売り手からの商品の購入および請負業者によって提供されたサービスに対する支払い - 商品の購入に対する総支払いについて - 3%提供されたサービスの総支払いについて - 6%
- (二) 政府の公共事業請負業者への支払い 8.5%
- (三) 非居住者所有者への不動産または財産権のリースまたは使用に対する支払い 10%

### (B)控除および源泉徴収が必要な人。

地方の州財務官、都市の市財務官、市町村の市町村財務官、バラングイのバラングイ財務官、GOCCの会計係、会計主任、または源泉徴収代理人として中央官庁で同様の地位にあり、同様の機能を果たしている人物が代表するすべての地方自治体単位は、商品およびサービスの販売者に支払いを行う前に、所定の控除可能な付加価値税を控除および源泉徴収するものとします。本書で定義される政府が地方事務所、支店、またはユニットを持っている場合、控除可能な VAT の源泉徴収と送金は、そのように分散的に行うことができ、会計係または主任会計士、または当該地域事務所、支店、またはユニットで同様の機能を保持している人は、商品およびサービスの販売者に支払いを行う前に、控除可能な VAT を控除および源泉徴収するものとします。

### (C)源泉徴収された税金の申告と支払い。

源泉徴収義務者は、月次付加価値税申告書(BIR フォーム 2550M)を二重に記入し、源泉徴収された金額を、官公庁が所在する場所を管轄する歳入地区事務所(RDO)内にある認定代理店銀行に申告書を提出する際に支払うものとします。認可された代理人銀行がない場合、長官が別段の許可を得た場合を除き、申告書は、官公庁が所在する市または市町村の歳入地区事務所、徴収事務所、または正式に認可された会計に直接提出するものとします。必要な申告書を提出し、源泉徴収を行った月の月末から 10 日以内に支払いを行うものとし、四半期の 3 か月目に源泉徴収された税金は、暦四半期末から 25 日以内に提出される四半期付加価値税申告書(BIR フォーム 2550Q)を通じて送金されるものとします。ある

#### (d)源泉徴収された付加価値税の証明書。

すべての源泉徴収義務者は、税金が差し引かれ、源泉徴収された商品およびサービスの各売り手に対して、源泉徴収された控除税証明書(BIR フォーム 2307)を4回に分けて提出するものとし、その最初の3部は、翌月の15日までに売り手/受取人に渡すものとし、4番目のコピーは、源泉徴収義務者のファイルコピーであるものとし、

#### (E)指名された役員の責任。

- (一) 税金への追加。 指定された会計係、主任会計士、および同様の役職に就いており、それぞれの事務所で付加価値税を源泉徴収および送金する義務を負う者は、コード第247条に規定されている税金への追加について個人的に責任を負うものとし、
- (二) 処罰すべき作為または不作為。 フィリピン共和国政府のすべての役員または職員は、フィリピンまたはその機関および機関、その政治的下部組織、および内国歳入税を控除および源泉徴収し、これらの規則に従ってこれを送金する義務を負う政府所有または管理下の企業は、以下に指定された各作為または不作為について有罪判決を受けた場合、5,000ペソ(P5,000.00)以上50,000ペソ(P50,000.00)以下の罰金、または6ヶ月と1日以上2年以下の懲役、またはその両方に処せられる。
  - (一) これらの規制の対象となる内国歳入税を控除および源泉徴収しなかった、または損なう原因となった場合。
  - (二) 控除および源泉徴収された税金を所定の期間内に納付しなかった、または納付しなかった場合。
  - (三) 不合格、または必要な返品証明書または発行証明書の提出に失敗した場合。

#### セクション 5.116.税率の源泉徴収

個人、企業、パートナーシップ、および/または協会に金銭を支払う政府所有または管理下の企業、およびそれらの子会社、省、市、市町村を含む政府の局、事務所、および機関は、そのような金銭の支払いのために受取人から支払うべき税金を控除し、源泉徴収する必要があります。

#### (A)源泉徴収が義務付けられている内国歳入税。

総金の支払に対する税率は、以下に規定する税率で源泉徴収されるものとし、

- (一) 付加価値税(VAT)が免除される方。 - 協同組合への支払いを除き、コード第109条(z)に基づき付加価値税の支払いを免除され、VAT登録者ではない者への総支払い額 - 3パーセント(3%)
- (二) 国内運送業者とガレージのキーパー。 - バンカの所有者および動物が引く二輪車の所有者、およびガレージの番人を除く乗客の輸送のために、賃借人が運転するレンタルまたはハイヤーの運転者、輸送請負業者、および陸路、空路、または水路で他の国内運送業者への総支払い - 3パーセント(3%)

**(三) 国際航空会社**

- (一) フィリピンで事業を行う国際航空会社への総支払い額 3%
- (二) フィリピンで事業を行う国際海運業者への総支払額 3%

**(四) フランチャイズ**

- (一) 前年の年間総収入が P10,000.00 を超えないラジオおよび/またはテレビ放送会社のすべてのフランチャイズへの総支払いについて 3パーセント(3%)
- (二) 電気、ガス、水道事業のフランチャイズへの総支払いについて 2%(2%)

**(五) 銀行およびノンバンク金融仲介機関**

- (一) 貸付活動および金融リースから生じる銀行およびノンバンク金融仲介業者に支払われる、または付与される利息、手数料、割引について、金融商品の残存期間に基づいて - 短期満期(2年を超えない) 5%中期満期(2年以上4年を超えない) 3%長期満期(i)4年以上7年を超えない 1%(ii)7年以上 0%
- (二) 配当金 0%
- (三) ロイヤリティ、不動産の賃貸料、実物または個人、交換による利益、その他すべての総収入 - 5%(5%)

**(六) 金融会社**

- (一) 準銀行機能を果たしていない金融会社およびその他の金融仲介業者に支払われる利息、割引、その他の総所得項目について 5%(5%)
- (二) 金融会社からの貸付取引から支払われる利息、手数料、割引、および金融商品の残存期間に基づく金融リースについて:短期償還(2年を超えない) 5%中期償還(2年以上4年を超えない) 3%長期償還(i)4年以上7年を超えない 1%(ii)7年以上 0%

**(七) 生命保険料** - フィリピンであらゆる種類の生命保険事業を行う者に支払われる保険料の合計に対して - 5%(5%)ただし、以下は課税領収書に含まれないため、源泉徴収税の対象にはなりません。

- (一) 保険料は、リスクの拒絶を理由に支払い後6か月以内に返金されたか、その他の理由で被保険者に返金されました。
- (二) 以前に税金が支払われた再保険料。
- (三) 非居住者被保険者の生命保険のために、フィリピン国外で事業を行う内国法人、企業、または団体の支店が徴収または受領した保険料(支店が設立された外国によって当該保険料に税金が課されている場合)。
- (四) 個人保険の場合、被保険者がフィリピン国外に居住している場合、再保険のために徴収または受領された保険料で、元の保険が発行または完成した外国によってそのような保険料に対する税金が課された場合。LLphil (英語)
- (五) 変動契約で保険会社が徴収または受領した保険料のうち、変動契約労働者の生命を保証するために必要な金額を超える部分。

**(八) 外資系保険会社の代理店**



- (一) 再保険料を除き、フィリピンで事業を行う権限のない企業のために、フィリピンに所在するリスクに関する保険契約を調達することを保険法の下で法的に許可されたすべての火災保険代理店、海事保険代理店、またはその他の保険代理店に支払われる保険料 - 10%
- (二) 不動産の所有者がフィリピンに居住または事業を行う代理店、会社、または法人のサービスを利用しない場合、外国企業と直接契約した保険料の支払いについては、保険が実施された場合、保険コミッショナーおよび BIR コミッショナーに報告する所有者の義務があります。
- (九) 娯楽** コックピット、キャバレー、ナイトクラブ、デイクラブ、ボクシングエキシビション、プロバスケットボールの試合、ジャイアライ、競馬場の所有者、賃借人、または運営者への総額の支払いについて、ここに規定された料金で:
  - (一) コックピット 18% (18%)
  - (二) キャバレー、ナイト&デイクラブ - 18%(18%)
  - (三) ボクシングの展示会は、任意の部門で世界選手権や東洋選手権が危機に瀕しており、候補の少なくとも 1 つは、フィリピンの市民であり、フィリピンの市民/s によって、または資本の少なくとも 60%がそのような市民によって所有されている企業や協会によって促進されているものを除く - 10 パーセント(10%)
  - (四) 大統領令第 871 号で想定されているプロバスケットボールの試合 15%
  - (五) ジャイアライと競馬場は、入場料がかかるかどうかにかかわらず、30%(30%)
- (十)** 地元の証券取引所を通じて上場および取引される株式の販売、交換、または交換。 - 有価証券のディーラーによる販売以外の、地元の証券取引所を通じて上場および取引される株式のすべての販売、交換、またはその他の処分から得られる総販売価格または総金額について - 1%の 2 分の 1(1%の 1/2)
- (十一)** 新規株式公開(IPO)を通じて売却または交換された株式。非公開企業の株式の新規株式公開によるすべての売却、物々交換、交換、またはその他の処分から得られる総販売価格または総金額について、本書に規定されたレートで地元の証券取引所に上場した後、発行済み株式総数に対する当該株式の割合に応じて:25%以下 4%25%以上 33 1/3%以下 2%33 1/3%以上 1%

## **(B)源泉徴収された税金の申告と支払い。**

いかなる官公庁や機関も、その税金を控除して源泉徴収しない限り、金銭の支払いは行わない。控除および源泉徴収された税金は、政府の支払いで源泉徴収された内国歳入税の月次申告書(BIR フォーム 1600)によって重複して提出され、政府機関が所在する場所を管轄する歳入地区事務所(RDO)内にある認定代理店銀行に支払われる税金でカバーされるものとします。認可された代理人銀行がない場合、長官が別途許可した場合を除き、申告書は、官公庁が所在する市または市町村の歳入地区担当官、徴収担当官、または正式に権限を与えられた会計に直接提出するものとします。必要な申告書を提出し、源泉徴収が行われた月末から 10 日以内に支払いを行うものとします。



### (C)源泉徴収された内国歳入税の証明書。

すべての源泉徴収官庁、機関、または団体は、これらの規制に基づく税金が差し引かれ、源泉徴収された各所有者、オペレーター、一般運送業者、フランチャイズ所有者、銀行およびノンバンクの金融仲介業者、金融会社、保険会社、または代理店に、源泉徴収された源泉徴収税証明書(BIR フォーム 2307)を 3 回に分けて提出し、2 部を 15 日までに金銭の支払いと同時に受取人に渡すものとします(15 日)暦四半期の終了の翌月。証明書の 3 番目のコピーは、源泉徴収官庁、機関、または団体のファイルコピーでなければなりません。

### (D)指名された役員の実責任

- (一) 税額の追加 - 指定された会計係、主任会計士、および同様の役職にあるその他の人物で、それぞれの事務所で付加価値税を源泉徴収および送金する義務を負う者は、コード第 247 条に規定されている税額への追加について個人的に責任を負うものとします。
- (二) 処罰すべき作為または不作為 フィリピン共和国政府またはその機関および機関、その政治的下部組織、ならびに内国歳入税を控除および源泉徴収し、これらの規則に従って送金する義務を負う政府所有または管理下の企業のすべての役員または従業員は、以下に規定する各作為または不作為について有罪判決を受けた場合、5,000 ペソ(5,000.00)以上 50,000 ペソ(50,000.00)以下の罰金、または 6 か月と 1 日以上 2 年以下の懲役、またはその両方。
  - (一) これらの規制の対象となる内国歳入税を控除および源泉徴収しなかった、または損なう原因となった場合。
  - (二) 控除および源泉徴収された税金を所定の期間内に納付しなかった、または納付しなかった場合。
  - (三) 不合格、または必要な返品証明書または発行証明書の提出に失敗した場合。

### 条項を廃止する。

これらの規則の規定と矛盾するすべての既存の規則および規制またはその一部は、ここに取り消されます。

### エフェクティビティ。

この規則は、1998 年 1 月 1 日以降に支払われる補償所得から施行する。1998 年 5 月 15 日までは、本規則で実施されている本規範の新機能に違反した場合、罰則は適用されないものとする。